地名散歩

第143回　下から読んでも…回文地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

「夜鳴くなよ柴犬、居場所なくなるよ」という文章、実は回文(かいぶん)である。友人から教えてもらったのだが、感服すると同時によくぞこれだけ長いものを作ったものだと呆れてしまう。英語やドイツ語などでパリンドロム(英palindrome)と呼ぶが、英文ならたとえば「Doc, note: I dissent. A fast never prevents a fatness. I diet on cod（博士注：私は反対。断食は肥満を防げない。私は鱈(たら)でダイエットする)」などネットで検索すればいろいろと出てくる。同じようなことを面白がる人はどこにでもいるようだ。ちなみに最も長い「回文単語」としてギネスブックに載っているのはフィンランド語の「saippuakivikauppias（石鹸売り)」だそうだ。

もちろん中国語圏にもそういう趣味の人はいるらしく、「上海自来水来自海上(上海の水道水は海から来ている―事実ではないが)」とか、「中国山中有中山国中(中国の山奥に中山(ちゅうざん)中学校がある)」などがウィキペディアの例には挙がっている。「国中」は台湾で中学校に相当する「国民中学」の略称だ。

日本の地名はその大半が漢字表記されるので、「回文地名」があれば地図中でもよく目立つ。とはいえ実例はかなり少ない。そんな地名を探すヒマ人が少ないためかもしれないが、特に4字を超える回文地名は、私の知る限り群馬県沼田市の「利根町根利(とねねり)」だけである。かつては利根郡利根村根利で、根利は古くからの地名だ。

駅名というのはいろいろなネタになりやすく、日本で最も長い駅名(等持院・立命館大学

北海道オホーツク管内の遠軽町瀬戸瀬。昭和30年代の石北本線瀬戸瀬駅は今よりはるかに利用者数が多かったはず。1:200,000「紋別」+「北見」いずれも昭和36年(1961)編集

利根川上流部の支流・根利川に沿う利根町根利の集落。現在は群馬県沼田市内となっている。地理院地図(陰影起伏図・透過率80%)令和6年(2024) 1月9日ダウンロード

衣笠キャンパス前駅＝京福電気鉄道北野線・京都市）とか日本最北端の駅（稚内駅＝JR宗谷本線・北海道稚内市）などはよく話題になる。それらの中で「回文駅名」も2つの実例は私も子供の頃から知っていた。北海道のJR石北本線にある瀬戸瀬駅と南九州を走るJR日南線の終点、鹿児島県の志布志駅である。それに昭和54年（1979）に東京メトロ東西線の西葛西駅（東京都江戸川区）が新設されて回文駅名に加わった。ただし「せとせ」と「しぶし」が読みも回文であるのに対して、西葛西は「漢字限定」である。

このうち瀬戸瀬という地名は北海道オホーツク総合振興局（旧網走支庁）管内の遠軽町内にあり、セツ・ウシ・イ（＝鳥の巣が・多い・所）、セトシ（鷲の巣が多い所）など諸説あるが、いずれもアイヌ語に万葉仮名風に当て字したものである。駅は石北東線として昭和2年（1927）に開業した。手元の昭和58年（1983）の資料によれば1日42人の乗車人数があったようだが、クルマ社会が急速に進んだ今ではわずか1日1人（2022年までの5年平均）という超閑散ぶりである。

一方の志布志駅は瀬戸瀬駅より2年先輩の大正14年（1925）の開業で、平成の大合併で誕生した鹿児島県志布志市の市役所も近いのでもう少し安泰かと思いきや、1日の乗降人数はわずか25人。かつては駅から西へ大隅線が鹿屋方面へ、北へは都城方面を結ぶ志布志線も発着する拠点駅で複数の急行も走っており、昭和58年（1983）の乗降人数は1,765人という立派なものだった（注：瀬戸瀬駅は乗車人数、志布志駅は乗降人数）。ちなみに志布志駅の所在地は志布志市志布志町志布志二丁目というもので、正式な住所を書けば志の字が合計6つ、布の字も3つという「偉観」が見られるのもここの特徴だ。ついでながら東京の西葛西駅の1日乗降客数は先輩2駅とは格段に多い88,528人（2022年度）にのぼる。

さて、過去にはもう2駅ほど回文駅があった。久麻久駅と田部田駅である。久麻久駅は現在の愛知県西尾市にあった名鉄旧西尾線（岡崎新～西尾〔初代〕間）の駅で、明治44年（1911）に西三軌道の駅として開業したが、戦時中の昭和18年（1943）に休止、後に廃止された。久麻久はもともと久麻久神社の名を採ったもので、これは明治の町村制で10村が合併した行政村名・久麻久村の名でもある。一帯は古代に熊来郷と称していた。

もうひとつの田部田駅は鹿児島県の知覧にほど近い場所にあった。鹿児島交通知覧線の駅で、最初は薩南中央鉄道というローカル私鉄であった。所在地の田部田は鎌倉時代から記録に見られる古い地名で、長らく川辺町に属していたが、平成の大合併で知覧町、頴娃町と合併して南九州市という誇大な市名になった。いずれにせよ志布志のある同じ鹿児島県でもあり、薩摩文化圏に「回文的表記」を好む傾向があるのかとも思うが、これだけではサンプル数が少なすぎて判断できない。

実は「駅」の字も含めれば回文駅がひとつある。広島県を走るJR福塩線の駅家駅だ。地名そのものは5村合併で大正2年（1913）に誕生した駅家村がルーツだが、駅は近世でいえば宿場にあたり、当時の新たな行政村のエリアが古代山陽道の品治駅に比定されたことによる。駅という字の原義は馬を替えるところで、休憩や宿泊に利用された。その駅家村が誕生した翌年の大正3年に福塩線の前身である両備軽便鉄道がこの駅を設置している。

最後にローマ字表記でのみ回文駅名となるのが東京メトロ千代田線の赤坂駅（AKASAKA＝東京都港区）とJR内子線の五十崎駅（IKAZAKI＝愛媛県内子町）である。赤坂はプラットホームで駅名標を見ていて私も気づいたが、五十崎の方はネットで知った。誰だか知らないがよくぞ探し当てたものだ。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』（筑摩書房）、『地図の遊び方』（けやき出版）、『番地の謎』（光文社）、『地名の社会学』（角川選書）など多数。2017年に『地図マニア　空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 805
2024 February

地名散歩　今尾　恵介

03 **新春鼎談**
日本土地家屋調査士会連合会　会長　岡田　潤一郎
全国土地家屋調査士政治連盟　会長　椎名　勤
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会　会長　榊原　典夫

10 **事務所運営に必要な知識**
―時代にあった資格者であるために―
第98回　インボイス制度と土地家屋調査士の対応について
税理士　新倉　美千子

16 **群馬県で境界実務連絡協議会が設立されました**
群馬境界実務連絡協議会　運営委員会委員長　堀越　義幸

18 **会員数に応じた事業助成の対象となっている釧路土地家屋調査士会の野外広報活動（地域貢献活動）**
釧路土地家屋調査士会　広報部長　佐渡　真弓

20 G空間EXPO 2023
地理空間情報科学で未来をつくる

22 続続 ‼ 愛しき我が会、我が地元　Vol.120
兵庫会／石川会

25 令和５年度・６年度　広報員紹介

26 ADR民間紛争解決手続代理関係業務
法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

29 連合会長　岡田潤一郎の水道橋通信

30 会務日誌

32 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテMap

33 土地家屋調査士名簿の登録関係

34 国民年金基金

36 ちょうさし俳壇

37 各土地家屋調査士会へ発信した文書

38 編集後記

表紙写真
「厳寒のトイトッキ【薄明】」
第38回写真コンクール佳作
澤田　芳雄●札幌会

北海道中川郡豊頃町のトイトッキ浜というところです。この日、風は無く、波も穏やかな朝でした。1月の静かな浜に佇むトーチカと祠に、平和を祈る思いです。目的のジュエリーアイスは見つけられませんでした。

新春鼎談

本年は、例年の挨拶文(1月号掲載)に加えて、土地家屋調査士関係三団体である日本土地家屋調査士会連合会(連合会)、全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(全公連)のそれぞれの代表にお集まりいただき、「2023年を振り返って」及び「2024年の抱負」についてご歓談いただきました。

＊　＊　＊

「2023年を振り返って」

岡田連合会会長　2023年当初は、まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響がたくさん残っていて、新年賀詞交歓会も縮小した形での開催であったことを思い出します。5月以降に感染症5類になって社会情勢も安定してきて、経済活動も復活してきておりますけど、やはりそうはいいながら、ウイルスそのものが消滅したわけではないので、引き続き会員の皆さんやご家族、そして事務所の皆さんの健康には十分留意をしながら、業務会務に励んでもらいたいというのが、まず一点です。

2023年を振り返ってみると、やはり「骨太の方針」本文に地図作成を載せていただくように三団体で活動した結果が出たことでしょう。一緒に企画して一致団結してきたことが実を結び、令和6年度の地図作成予算の増加につながっております。狭あい道路解消シンポジウムの開催についても同様です。これらは全て私たちだけではなくて、全国の会員の皆さんが現場で手に汗して頑張ってくれていることが成果としてつながっていることだと思っております。

それと連合会といたしましては、昨年の総会でご承認いただいた事業方針大綱の中に、土地家屋調査士法の改正に向けて一歩を踏み出すというところまで承認いただいたものと理解しております。私たち土地家屋調査士の業務についてもう少し整理をしたい。公嘱協会さんの懸案事項というか悲願とでも言いますか64条の改正、社会的な要請に応えられる条文にしていこうではないかというところも、全国の土地家屋調査士の声として盛り上げていきたいし、実現に向かっていきたいと考えております。

椎名全調政連会長　全調政連では、3、4年前から、土地家屋調査士試験の受験者が4000人前後となっていることについて大変懸念しておりまして、受験者をどうしたら増やせるかを考えてきました。色々な立場で方策があるのかも知れませんが、全調政連としては土地家屋調査士業務のパイを拡大し、土地家屋調査士の所得の向上を図ることに力を注ぎ、土地家屋調査士は儲りそうだ、というムードを生み出し受験者の増加を図ろうと、考えています。

その一つが「狭あい道路の解消」。これは、社会的にも非常に大きな意義がある活動と思っておりますが、同時に土地家屋調査士の専門性活用も見込まれ、業務の拡大に繋がります。今年度中に、国土交通省において、100ページにわたる狭あい道路解消ガイドラインが策定されることになったのは大きな前進であります。さらに、連合会主催、全調政連、全公連等の共催で狭あい道路解消シンポジウムを初めて開催したことも大きな意義があったと思います。

今後、継続的に全国各地で開催されれば、成果が挙がってゆくでしょう。

土地家屋調査士法第64条は、公嘱協会が行える業務を規定しておりますが、公嘱協会が筆界を明らかにする業務を行える旨の明文の既定がありません。公嘱協会は、今や公共嘱託登記だけではなく、筆界を明らかにする業務への参画についても、官公署の期待は高まっており、法第64条改正により公嘱協会が誇りをもって筆界を明らかにする業務を行えるよう全公連と連携し、ただひたすら取り組んでまいりました。

とりわけ、官民境界確定の分野に公嘱協会が参画することは、不動産に係る権利の明確化、取引

の安心・安全が約束されます。

この法改正は、全調政連と全公連の長年の悲願であります。

また、全公連と連携し、公共調達の低価格入札の防止にも取り組み、国土交通省関東地方整備局から、公共工事の品質確保、低価格入札の防止に係る通達を出していただきました。通達には低価格入札防止のほかに嘱託登記申請書作成には、現地調査を必須とする旨が明記されています。発注者においては、現地調査を受注者が行ったかどうかをチェックする旨も記載されています。様々な観点から画期的な通達であると考えます。

ところで、全調政連も連合会と同様に会員が減少しています。連合会にご協力いただき、会員全員にダイレクトメールを送らせていただきました。飛躍的増加はなかったんですが、第二弾として、各調政連が会員増強に利用できるようなツールを全調政連で作成し、各調政連に配布し、会員増強に取り組んでいます。

先程話した狭あい道路解消や官民境界確定業務への参画については、これはもう全調政連の活動というより各調政連に頑張ってもらわないと、なかなか現実のものとはなりません。各調政連に活発に活動をしていただくため、今年は、会長会議のやり方を変え、これまでは我々全調政連役員が各ブロックを訪問していたものを、本年は5回に分けて、各会長が10人ぐらいで、東京に集まり、1泊2日でしっかり全調政連との意思の疎通を図り、今後の政治活動について活発な意見交換を行いました。

榊原全公連会長　私は今期で全公連会長職4期目ですが、2年目ぐらいから全調政連との強固な情報共有によりいろいろな意味での助け合いをやろうとしてきました。「土地家屋調査士の職域の拡大イコール土地家屋調査士の地位の向上」に必ず資するというふうに思っておりました。そのためにも私が会長になった時からずっと土地家屋調査士法の一部改正をお願いし、何とか成し遂げたいなということで動いてまいりました。

岡田連合会会長

2年前ぐらいから、三団体による会議を頻繁にやるようになりました。やはり会ってお話をすることで、色々な情報交換ができます。それぞれの組織が何を考えているかというのは本当によく伝わってくるようになりました。

通算3期目を迎えた岡田連合会会長の指導力が連合会の中でバージョンアップしたというか、より発揮できるような状態になって、この3会が前へ進み出したと思っております。

全公連は、平成13年をピークに総受託額が減りまして、ここ17、18年くらい、リーマンショックの後からはもう大体横ばいです。ピークの頃に250億円あった全公連加盟協会の当期受託収入総合計が今や160億円です。約100億はどこへ行ったのでしょう？と研修会などで全国の協会の皆様に考えていただこうと思って毎年当期受託収入合計の統計を出しているわけです。そこで「この統計を皆さんきちっと読み込んだことはありますか」という問いかけをしましたが、「100億円はどこに行ったんでしょうか」とみんな腕組んじゃいましたね。「一般社団の公嘱協会が受託したのですか？土地家屋調査士法人が受託したのですか？」と問うと皆黙っちゃうんですね。今、一般社団は、全公連の加盟協会と同じぐらいはありますね。しかし、人数の規模からすると、大体10分の1ぐらいですかね全体で。そうすると100億円をこなすことは難しい。つまり、「我々が土地家屋調査士同士で仲違いしている間に、100億円の内多くは違う業界に提供したような形になっているよ」という話もさせてもらいました。

やはり三団体がそろって事業を一つずつ提案させていただくことによって、社員の考え方も変わってくるのかなと思っています。そうやって振り返ってみると、2023年はまあまあ明るい年で

あったと。何とか私の夢が叶いそうだなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

「他の組織を見て感じたことは」

榊原　全調政連の役員さんはすごい馬力があります。報酬も全公連の6分の1でしたか。それなのに手弁当で今日はこの議員の所へ、今日は自民党の議連の総会などと、役員の皆さんが集まってくるんですよ。失礼ですがご高齢の割にバイタリティーがあってすごいですね。

岡田　全調政連と全公連は機動力が以前に比べて拡大していると思うんです。全調政連は、私たちよりも歳の上の方が沢山活動されているんですけど、組織としては票もお金も少ないのに、議員の先生方が一目置いてくれる存在になっているわけです。本当にそれは肌で感じるところです。全公連はとてもまとまっています。先日も研修会にお邪魔しましたし、全国理事長会議等にもお邪魔をする時がありますけれども、みんな笑顔で売り上げを伸ばそうみたいな目的意識でまとまっていると思います。

それと両団体共に連合会をすごく立ててくれてというか、大事にしてくれていると感じます。私自身をではなくて、連合会を本当に立ててくれていて、連合会が方向性を伝えると協力してくれる場面がたくさんあるので、それでうまく回っていると思います。

椎名　我々も国会議員の先生方と色々な機会で色々なお願いをしていますが、やはりこの組織の中心は連合会であることを先生方もしっかり見ており、行政も同様であります。そういうことを我々はきちっとわきまえて行動しないと上手くいかないと感じています。連合会を差し置いて、全調政連が出しゃばっていくとか、そういうことをやると、外からは、この組織はどうなんだ、と見られてしまうので、そこは十分気を付けています。

連合会を中心に、全調政連、全公連の三団体が強固な連携を保って活動することは、一般の方や政治家や行政に信頼される源であると思います。

連合会は広く制度全般にわたる活動になりますが、我々政治連盟は、その中の政治活動に関する分野を担っていると考えます。

「2024年を迎えて」

榊原　所有者不明土地問題に関する法整備が進んでいます。いろいろな法律改正が今まで考えられなかったこともどんどん行われている。先日の全公連研修で寳金先生も言われていましたけれども、共有者の考え方も含めて、役所の用地取得が容易にできるような時代になるんじゃないかなと思いますので、公嘱業務の飛躍の年にしたい。

それから法定外公共財産の分権譲与が終わって今年で20年なんですね。市町村が取得した里道水路は、登記されないまま役所は管理しております。しかし、改正土地基本法では行政財産の管理や境界を明確にする責務が明記されましたよね。今年は、この件も含めて法定外公共財産の表題登記を啓発していこうと考えています。そういう活動をしながら、一方では官民境界確認補助業務の受託を増やしていこうとしています。

我々土地家屋調査士には一番いいチャンスが訪れたのかなと思っています。官公署が行う事業に公嘱協会を必要として、我々に、やってほしいと言われたことに関しては、前向きに対応していきたいということです。そのために必要な土地家屋調査士法の一部改正を是非成し遂げたいと思っています。

連合会と全調政連へのお願いになりますが、土地家屋調査士業界団体としての要望の実現にむけ共に協働していただきたいと思います。

全国の協会には言っていますが、公嘱協会も社員数は政治連盟と同じぐらい徐々に減っています。もう今7,000人前後くらいじゃないですかね。一時期は1万人以上の協会社員がおりましたが、

榊原全公連会長

今はどんどん減っていっています。その中で地図作成作業に伴う予算が増額されまして、令和7年からミニ14条も始まります。そうなると受け皿ということでは、なかなか人が集まらないんですよ。それをやるためにも、各県協会のデジタル化。業務管理にしても、システムの構築やデジタル化をどんどん進めていっていただかないと、もう人が追いつかない状況になろうかと思います。

岡田　法改正に関しては、この2024年、一気に進めたいと考えています。もちろん、それには全国の皆さんの熱意を結集するという大きな役割もあるんですけれども、土地家屋調査士法第1条を改正した時の感覚がまだ残っている間にやらないといけません。どの時期には何をしに行く、どの時期には誰に会いに行く、というようなことを肌感覚として持っている間に、行けるところまで行ってみたい。行かないといけないと思っているというところですね。

椎名　2024年の事業計画は真新しいものは特になくて、今までやってきたものを更に充実させていくということになります。昨年に引き続き、狭あい道路解消と低価格入札の防止、調査士法第64条改正、会員の増強に取り組みます。

狭あい道路に関しては、公嘱協会と連携し、地方自治体及び地方議員の方々にガイドラインの周知を図って行きます。

勿論、第二回狭あい道路解消シンポジウムにも力を注ぎます。

低入札防止に関しては、国土交通省近畿地方整備局においても、次年度、関東地方整備局と同様の通達が発せられる見込みとなったので、今後は地方自治体の低入札防止や賃上げムードの中一般事件の調査士報酬についても研究したいと考えます。

あとは、14条地図の骨太の方針への記載を連合会と共に頑張ってゆきたいと思います。

岡田　骨太の方針は、まず2月ぐらいから対応を始めるんですね。5月の連休明けには固まりますから。本文なら本文で具体的にどんなことというようなことをお願いに行きます。その場で必ず聞かれるのは、「マンパワーは大丈夫ですよね」と言われるんです。私や椎名会長の立場では、「やれます、やります、やってみせます」と答えるんですけれども、ぜひそこのところは本当に受け皿として、後ろ盾として大丈夫だよと言っていただけるようにご協力いただけたらと思います。

椎名全調政連会長

椎名　今のマンパワーの話はいろいろありますよね。14条地図は大変ですよね。いつも安い安いという話がありますが、予算を上げても場所が増えただけで、単価は変わらないという声をよく聞くけど、もうちょっとやり方を研究していただいて欲しいというのもある…単価は難しいよね。非常に難しい。やはり地籍調査と比べられるから。地域によっては14条地図の作成の方が人気ですよね。その辺は全公連の課題になるのではないですかね。

榊原　14条地図業務の話も出ましたが、嘱託登記の方は今歩掛の改定を全調政連の協力を得て国土交通省にお願いして、全公連との間で勉強会を行っています。これは、連合会の一般事件の歩掛がオンラインに沿った歩掛に改定されましたから、我々も20年ぶりに歩掛を改定してもらうようにお願いしています。

岡田　今年は相続登記の義務化が施行されます。これはもう国民の一大関心事というもので、私たち土地家屋調査士はお隣の方に日々お会いしてお声を聞いたり、目を見てお話をお聞きしたりする場面がたくさんあるので、私たちはそういう場面で、国民の皆さんにこの相続登記の義務化という国策を正しく伝えて安心してもらうような活動をしていかなくてはいけないと思っています。同時に、私たちの主に扱う表示に関する登記の一部については、生まれながらにして義務が課せられている部分もあるので、そこについては国民の皆さんに今まで以上に権利の客体としての表示の部分も着

目してもらうための活動を法務省にも協力してもらいながら行っていきます。

「互いに期待すること」

岡田　三団体は関係が良好ですね。ピッタリという言葉が当てはまるのかな。相談したらすぐに応答してくださるので。

榊原　人が変わると組織は変わるんですよ。この状況をしっかりと申し送りしていかないと。そういう意味では人を育てる年でもあるわけですよね。

椎名　私も連合会と全調政連と全公連が連携しないと駄目だなというのをものすごく感じますね。全調政連は、特に連合会と一心同体であるべきなので、更に連携を深めていかなければ、と感じています。全調政連は設立してまだ二十数年なのでもっと成長した組織にならなければならないとも感じます。

　政治連盟であっても要望事項については、徹底的に研究しないとだめですね。勢いだけで国会議員の先生方に要望しても結果は出せない。きちんとした裏付けを持って要望しないといけないということを、つくづく感じます。そのような意味で、もっと組織として充実してゆく必要性を感じています。

「今後の展望」

椎名　例えばAIが、我々の業務にこれからどのぐらい関わってくるのかということを考えてみたところ、申請書の作成はAIが全てできるので、代理人に頼まずに本人申請でできる業務がかなり増えてくる。残ってくるのは測量が絡んでくるとか、立会が絡んでくるとか、そういうことになってくると思うので、これからはそういったところの仕事を開拓していくことになるでしょうね。

　狭あい道路や官民境界確定なんかは多分AIは難しいのかなと思うけど、分からないよね。

岡田　今、デジタル庁はものすごい力を蓄えているような気がします。全ての情報は、デジタル庁に集めますよ、登記も税金も、人の生い立ちまでも、医療のことや介護のこととか、というふうな方向になっていくのではないかなと思います。20年ほど前に登記を地方移管しましょうという議論があったじゃないですか、あれ以来の大波が来る可能性があると感じます。

椎名　だんだん人口が減って働き手が少なくなるので、行政の省力化はすぐ行わないといけないわけです。普通の企業もそうだし、今人材がいないので、どうも人材の分捕り合戦になりそうですね。

　霞が関もそうだし、大手企業もそうだし、我々も相当頑張らないと、この業界も危うくなってくる。だから、やはりこういう人材が来るようにするには、「結構もうかるな」というのがないといけないと思います。やりがいのあるというのももちろんあるけれど、お金がついてこないとそれだけではなかなか厳しいかなと感じています。

岡田　数年のうちに市役所で住所変更の届出をしたら、全部流れる時代になるでしょう。

　私たちが扱わせていただいている表題登記であっても、似たような時代が来ないとは限らないんですよ。

椎名　私もそういう時代は来ると思いますね。とは言ってもどういう時代になるのか全く我々には描けない…。

岡田　どうやって乗り込んでいくかを想定しておくことがとても大切です。

榊原　一番言いたくない話だったんですよ。今、公嘱協会が手掛けている地図作成。これがもう満遍なく終わったらどうなると思いますか。同一座標系で同じデータベースの中にきちっと入ったら現地はもう復元作業から始まり、机上分筆も考えられる。そうすると、それこそ登記行政はデジタル庁所管になりますね。これから家を建てたら市役所の資産税課の窓口へ行って、家を建てましたと、図面を持っていくとマイナンバーカードによって、所有者自身で登記ができるようになるかもしれない。

岡田　ありとあらゆる方面でアンテナを張りながら、私たちは会務の運営をしていくわけですけど、土地家屋調査士制度の充実・発展に力を尽くしていかなければならないと思っています。

椎名　そういう情報収集とか大事ですよね。

榊原　それに乗っかるようにしなければならない。我々もデジタル化しなければならない。早くそっちの方に向かわないといけない。

岡田　ビジョンとしては持っていないといけないと思います。隣接法律専門職であり続けながら、やっ

ぱりデジタル化に関しては目を向けておかないと、いつまでも紙でというのはもう通用しない時代になっています。

まず手始めとして地積測量図は国家座標で作成しましょうということ。専門家に頼むからには国家座標でやりましょう。地図は全部国家座標で作成しているわけですし。

榊原　我々世代が試験に合格した昭和の時代というのは、土地家屋調査士の仕事は営業じゃなくて業務だと。報酬も決まっているということで入ってきた。そうすると、中央で研修を受けても、地方で研修を受けても、みんな仲間なんですよ。みんな友達なんです。先輩が後輩を育ててきた業界じゃないですか、それが今希薄なんですよね。

それが一つにまとまっていかないと絶対自分たちで自分たちの首を絞めることになります。だから、将来的なビジョンとすれば、みんながより品質の高い仕事をして適切な報酬を得て、国民にサービスを提供できる資格士業として胸を張っていきたいなと。

私も椎名さんも任期はそう長くはないんですけれども最後はそのぐらいのつもりで、いきたいなと思っていますので、早く若い人に気づいてもらいたいと思います。私たちが持っている仕事というのは、私が死んだら、誰かに預けるのですから、みんなが対応してくれる。だから今取り合いをしている場合ではないと思います。人材不足ですよね、人材不足。

椎名　法務省が公表している登記の件数は、地方法務局ごとになっているんですよね。見てみると、地方が非常に減っています。東京なども減っているんですけど、その減っている度合いが全然違う。だから所得格差も生じてますよね。

榊原　土地の値段を見てみると、よく分かると思います。

椎名　例えば、四国とかのデータを見ると、件数はものすごく減っている。関東の件数は結構ありますよ。大都市圏は、そんなには激しくないんだけど、地方に行くとかなり落ち込んでますね。

榊原　やはり人が動くところは景気がいいですよね。私は名古屋圏ですけれども、リニア景気ですね。

椎名　そういう意味で、年計報告書があるじゃないですか。あの集計結果は我々にはものすごく大事なものだと思っていて、全部金額が空いてるとこは報告してない人もいるのかもしれないけれど、8割くらいは出て来ていると思う。

岡田　おかげさまで年計報告書は全国で約97％の集計率です。

椎名　集計に関しては70％数パーセントでのデータ集計ができますよね。年計報告書のデータは我々の実態を表しているので、ものすごく大事で、それに基づいて対策を打っていく必要がある訳ですよね。法改正の要望活動を行う場合もものすごく効果があります。年計報告のデータは連合会が相応の費用を払って業者に委託してでも毎年きちっと集計して蓄積していく必要があると思います。

平成30年頃に土地家屋調査士の平均収入が1,060万円だった。しかし、各会の平均を出してみると3分の1の会しか1,060万円をクリアしていない。東京はやはり高くて平均が1,600万円台に達してました。1,060万円の金額を超えていたのは15会くらいしかなかったので、結構格差があるというのが一目瞭然ですよね。売上ですよ。売り上げから経費を引いたらもっと少なくなる。あれをみると3分の1の人は高収入、次の3分の1はまあまあ、残りの3分の1は何か兼業でないと生活できないという推測が成り立ちます。

榊原　もうちょっと明るい話にしたほうが良いよね。

岡田　事件数が減っていない業務もあって、それは何かというと、筆界特定の手続。これは減っていないです。私たちがこれから活路を見いだしていく一つの分野として、筆界特定申請の代理と、まだ数は少ないですがADRも減ってはいないですね。

「土地家屋調査士人口の話」

椎名　仕事の量と合わせて人数がどうなのかというのがありますよね。今言った先程の報酬を見てて、みんなで分けると何だか少なくなってしまう気がするわけじゃないですか。ただ受験者数が減っても、合格者は減っていないというのは合格率がすごく上がっているわけですよ。10％くらいだったですよね。我々の頃は2％とか3％だったじゃないですか、もうそれだけで何か質が下がっているみたいなことになるわけじゃないですか。そこが問題で、4,000人とか5,000人ぐらいだったら、合格者

を200人ぐらいにするとか、相変わらず辞めた人の人数ぐらいを保持しているようだと聞いてますが。

岡田　確かに人口減少時代ですから、うちの業界だけが増えるなんてことはまずまず考えられないのでしょう。

椎名　実際、1万人ぐらいになると結構みんな仕事も増えるんじゃないですか。ただそうなってくると、今度会の運営会費を相当上げしないと難しくなる。

岡田　社会的な存在感という観点も大切だと思います。

椎名　確かにそうですね。

岡田　やはり、新しい血はどんどん入れていかないとは思います。そして女性が振り向いてくれないような業界はなかなか発展していかないと思います。

「次世代の土地家屋調査士に向けて」

榊原　自分が経験したことから言えば、若い人ほど土地家屋調査士会会務にぜひとも協力してほしい。人と交わらないようなつもりで開業すれば、ずっと交わらなくてもやっていける業界なんですよ。お客さんだけで。けれども、やはり仲間を作らないと、自分の仕事もいい仕事ができないと思いますし、会からの情報というのはかなりありますので、やはりぜひとも土地家屋調査士会の役員を早くからやっていただけるように頑張ってほしいと思うんですね。

自分の子供も、やっとこの業界に入りつつあるので、土地家屋調査士に合格できたら、いの一番に会の役員や委員になって、公嘱協会の役員にもなって人のお世話をすると。グループができて仲間もできるので、やはり自分の仕事の励みになると思います。ぜひ若い土地家屋調査士さんは一人で孤独にならず、会で仕事をして頑張ってやっていっていただきたいなと思いますね。一人だと新しい情報が入りませんのでね。土地家屋調査士会から政治連盟、公嘱協会へお願いします。

椎名　榊原会長がおっしゃったように仲間を作るというのは非常に大事だと思いますね。いろんな悩みがあると思うので、そういう時に相談できる仲間とか、適正な仕事を行うための情報入手などは、とても大事だと思います。

どんな仕事に就いても、必ずどこかで大変な問題にぶつかることがあると思うし、どっちか二者択一を迫られる問題もあると思うけど、そこはもう自分で判断して決めるという信念を持って進んでいけばいいのかなと。結構運とかもあるので、例えばそれを、「運」を呼び寄せるのはやはり消極的というか閉じこもっていると、なかなか運は向いてこないと思うので、挫折しても前向きで、また立ち直れるように強い気持ちでやっていってほしいと思っています。

岡田　若い会員や新入会員、あるいは今から入会したいなと思って勉強している人は制度の宝物です。私たちが次の世代の人たちにお伝えしたいのは、隣接法律専門職として生き抜いてほしいということ。そのために私たちは下から支えていくつもりです。それは、連合会も全調政連も全公連も同じ思いであると思います。つまり、組織は、一人一人の会員、社員を下から支えていくことになろうと思います。

いつも総会などの挨拶で話をしていますが、「私たちは不動産業界の下請けでもなければ、ハウスメーカーの社外協力員でもないわけで、確固たる資格者である土地家屋調査士です。」ということを見失うことなく歩いていってもらいたいなと思っております。

＊　＊　＊

企画から実施まで時間もない中、お集まりいただいた三会の会長に貴重なご意見を頂戴しました。ありがとうございます。

（連合会広報部）

三会長ともお忙しい中ありがとうございました

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第98回　インボイス制度と土地家屋調査士の対応について

税理士　　新倉　美千子

1　消費税とインボイス制度の概要

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税され、消費者が負担し事業者が納付します。

税金を負担する消費者は直接税金を納めず、事業者が納税者に代わって、消費税を計算し、税務署へ申告して納税します。このように負担者と納税者が異なることを「間接税」といいます。

・消費税転嫁のしくみ

出典：「消費税のしくみ」令和5年度版　国税庁

このように、製造業者が卸売業者に対して預かった消費税5,000円、卸売業者が小売業者から預かった消費税2,000円、小売業者が消費者から預かった消費税3,000円、合計10,000円が最終的に消費者の負担となり、それぞれの事業者は消費税を国へ申告納付します。

補足ですが、所得税など税金を負担する人と納める人が同じ場合は「直接税」といいます。

よって、事業者にとって消費税は消費者からの預り金であり、公平な申告納税のため、インボイス制度が導入されました。

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された請求書をいいます。

2　売り手側：選択区分での課税の仕組み

インボイス制度導入前の令和5年9月までは免税事業者であっても、仕入税額控除(※1)ができるので、消費税を請求することができましたが、今後は登録番号を記載しないと、相手方での仕入税額控除ができなくなりました。

消費税額の計算方法

消費税額	＝	課税売上に係る消費税額（課税売上高）	－	課税仕入れ等に係る消費税額（課税仕入高）(※1)

インボイス制度が導入されたことにより、それぞれの区分でどのような影響があるか説明します。

(1) 免税事業者の場合

消費税では、その課税期間の基準期間(※2)における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期

間における、納税義務が免除されます。

つまり、その年の課税売上高が1千万円を超えた場合、2年後に消費税の課税事業者となります。

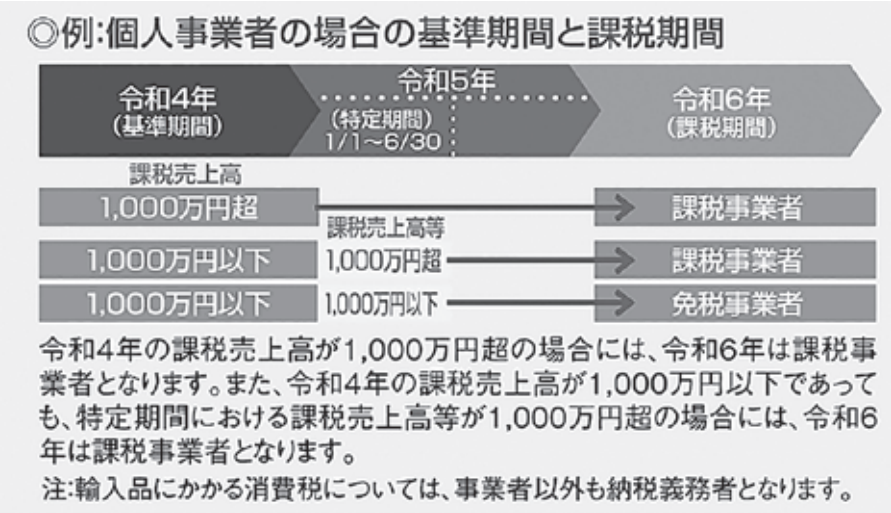

出典：「納税義務の免除」令和5年10月1日　国税庁

免税事業者へ支払った額は消費税の仕入税額控除ができませんが、インボイス制度開始から以下の期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額に一定割合を乗じた額を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

期　間	割　合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80％
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50％

よって、免税事業者からの仕入れでも、全額仕入税額控除が適用できないのではなく、令和11年9月までは一部仕入税額控除ができることとなります。

(2) 課税事業者の場合

課税売上高が1千万円を超えた場合、その年の2年後、若しくは、インボイス制度により課税事業者となった場合、消費税の納税義務が発生します。

消費税額は先ほど説明した通り、その年の課税売上高－課税仕入高が納税額となります。

この納税方法を「本則課税」といいます。

給与、公租公課、保険料、居住用の賃貸などは課税仕入とはなりませんので、利益の10％が消費税の納税額にはなるわけではありません。

ただし、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額)とする特例があります。

出典：「2割特例の概要」　国税庁

この場合、売上税額の2割、本則課税、簡易課税のうち、有利な課税制度を選択して申告することができます。

実額計算(本則課税)、簡易課税、2割特例の算定比較は以下の通りです。

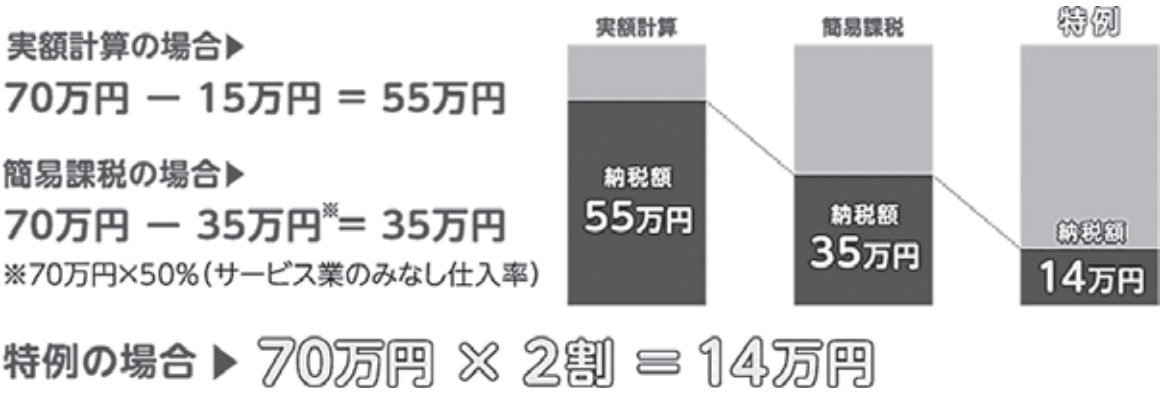

出典:「インボイス制度、支援措置があるって本当!?」 財務省

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象なので、基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者等その他一定の事業者は2割特例の対象とはなりません。

2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。

また、2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

この2割特例は、免税事業者のところで説明した80%経過措置とは異なる制度となります。

80%経過措置は、免税事業者からの仕入れについて80%を適用できる仕入税額控除の制度となり、この2割特例は、免税事業者がインボイス制度により課税事業者となった場合に、消費税の納税を売上消費税の2割とすることができる制度です。

80%、20%と率が似ていますが、仕入税額控除と売上消費税、それぞれの経過措置がありますので、お間違えの無いようお願いします。

(3)簡易課税制度の場合

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出することができる制度です。

具体的には、その納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分(事業区分)に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から控除することになります。

簡易課税制度を適用するときの事業区分およびみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	みなし仕入率
第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%
第3種事業(農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業)	70%

事業区分	みなし仕入率
第4種事業(第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業)	60％
第5種事業(運輸通信業、金融業および保険業、サービス業(飲食店業に該当するものを除く))	50％
第6種事業(不動産業)	40％

土地家屋調査士の皆様においては、第5種事業のサービス業に該当しますので、みなし仕入率50％となり、簡易課税制度を適用した場合は、課税売上の50％が消費税の納税額となります。

先ほど、2割特例の説明をしましたが、免税事業者からインボイス制度により課税事業者となった場合は簡易課税の50％より2割特例の方が有利となりますので、本則課税か2割特例のいずれかの選択により申告することとなります。

簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、その課税期間の初日の前日まで(令和7年1月1日から受けようとする場合は、令和6年12月31日まで)に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

ただし、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合は、その課税期間中にこの届出書を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

（例）免税事業者である個人事業者が令和５年 10 月 1 日から登録を受けた場合で、令和５年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき

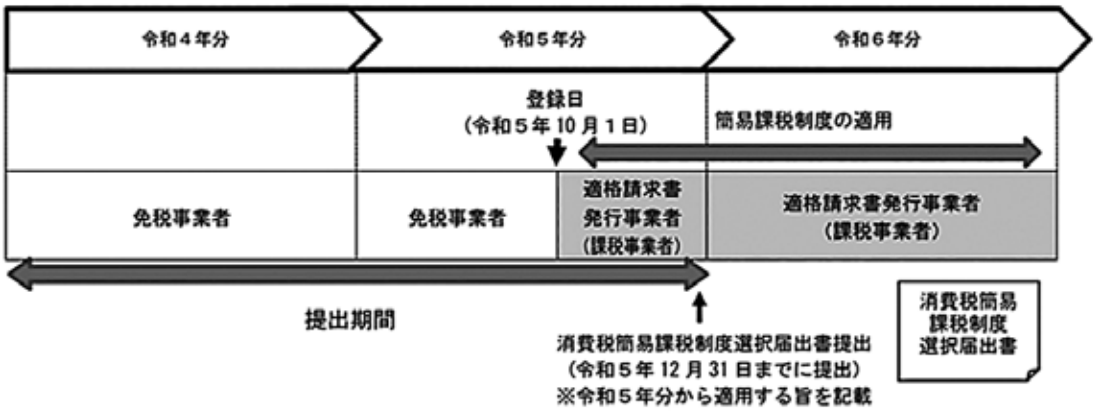

出典：簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期の特例　国税庁

簡易課税制度の注意点ですが、「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力が生ずる課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することはできません。

また、車両購入など固定資産の取得があった場合、仕入税額控除が大きくなりますので、本則課税の方が有利となることがあります。

(4)売り手側の処理まとめ

- インボイス制度により免税事業者から課税事業者となった場合は、令和8年9月までは売上消費税の2割を納付すればいいという特例措置があります。
- インボイス制度により課税事業者となった場合、令和11年9月まで簡易課税選択届は課税期間開始前に提出しなくても、その課税期間に提出すれば適用可能。

3　買い手側の処理

2では売り手側(請求する方)について説明しましたが、今度は買い手側(支払う方)の説明をします。

(1)免税事業者から仕入れた場合

2 (1)で説明したように、免税事業者から購入やサービスの提供を受けても、令和8年9月までは仕入税額の80％控除、令和11年9月までは仕入税額の50％控除が受けられます。

簡易課税や2割特例を選択している事業者は、売上消費税に対して消費税額が決定しますので、**適格請求書に該当するかどうか**の判定は不要です。

本則課税の場合は、領収書に登録番号があるか確認しなければならないのですが、簡易課税や2割特例を選択していれば、登録番号の確認をしなくていいので、事務処理は軽減されます。

(2)帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

次の取引については、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

①適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
②適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
③古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入
④質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物の取得
⑤宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物の購入
⑥適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
⑦適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
⑧適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストにより差し出されたものに限ります。)
⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

※帳簿のみの保存は以下の記載事項となります。

①課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地(古物台帳に、取引の相手方の氏名や住所を記載することとされていない場合には不要)
②課税仕入れを行った年月日
③課税仕入れに係る資産又は役務の内容
④課税仕入れに係る支払対価の額
⑤帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨

(3)一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

基準期間(※2)における課税売上高が1億円以下又は特定期間(※3)における課税売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置(少額特例)が設けられています。

つまり、売上1億円以下等の事業者が税込み1万円未満の仕入れをした場合は、帳簿の記載のみで仕入税額控除が受けられるということです。

(4)少額な返還インボイスの交付義務免除

インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満であ

る場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。

例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます。

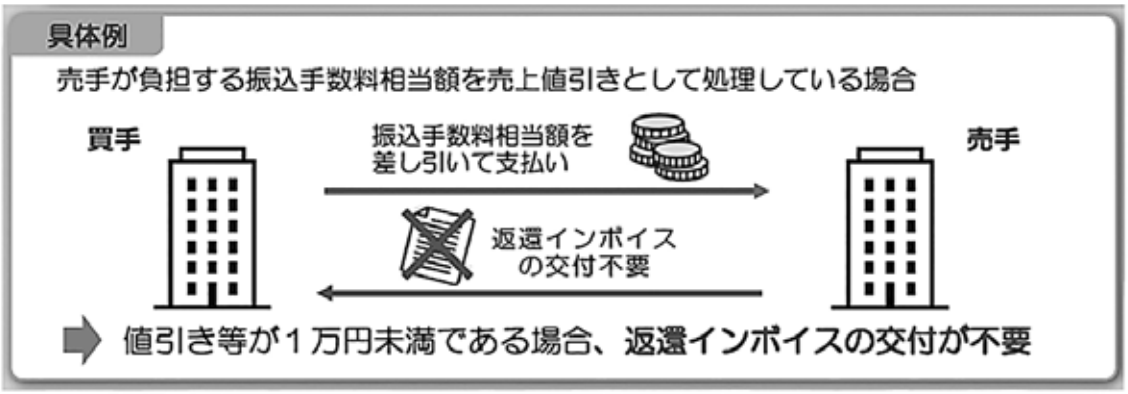

出典：国税庁「令和5年4月　インボイス制度に関する改正について」

入金の時に、振込手数料を差し引いて振込をする請求先がある場合、先方に振込手数料分の適格請求書の発行が不要となります。

ただし、売上の返還となりますので、消費税コードは「課税仕入れ」でなく、「課税売上の対価の返還等」となります。

(5)買い手側の処理まとめ

・免税事業者からの仕入れでも令和11年9月までは、80％控除及び50％控除の経過措置あり。
・交通費など帳簿保存法要件のみで仕入税額控除可能なケースあり。
・売上が年間1億円以下等の事業者は、1万円未満の仕入れなら仕入税額控除可能。
・振込手数料が引かれた場合も、売上の対価の返還の処理をすれば仕入税額控除可能。

インボイス制度が始まり、初めての確定申告となります。

令和6年からは電子帳簿保存法も開始され、税法はどんどん複雑化していきますので、早めの申告準備が必要となります。

（※1）　仕入税額控除といいます。
（※2）　基準期間とは個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度をいいます。
（※3）　特定期間とは、個人事業者の場合、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、その期間の課税売上高若しくは給与支払額が1千万円を超えた場合、その年は課税事業者となります。

群馬県で境界実務連絡協議会が設立されました

群馬境界実務連絡協議会　運営委員会委員長　　堀越　義幸

群馬コンベンションセンター（Gメッセ群馬）

会場の様子

令和5年10月16日群馬境界実務連絡協議会の設立総会が開催されました。

会場は、令和2年にオープンしたばかりの施設である群馬コンベンションセンター（愛称「Gメッセ群馬」）で、北関東最大の展示ホールを持つ施設です。

清水参議院議員

官公署職員、友好会会員そして土地家屋調査士会の会員など約300名が参集し盛大に開催することができました。清水参議院議員（前国土交通大臣政務官）などご来賓からご挨拶を頂き、当会萩原会長が議長に就任し、無事設立総会を終えることができました。

萩原群馬会長

参加頂いた団体は、法務省前橋地方法務局、財務省関東財務局前橋財務事務所、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所、群馬県そして県内35市町村などの官公署と、群馬弁護士会、群馬司法書士会そして公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、群馬土地家屋調査士会が事務局を務めます。

須田群馬公嘱協会
理事長

設立総会の前に、特別講演として弁護士寶金敏明先生（元東京法務局長）による講演が行われました。演題は「隣地所有者不明・非協力と官民境界の確定・確認業務」であり、これは群馬土地家屋調査士会及び群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の研修会としても位置付けられての開催でした。直前に寶金先生が体調を崩されたこともあり、急遽オンラインでのご講演となりましたが、非常に「熱い」講演であり、受講者にも満足頂けたものと確信しています。

ところで、同趣旨の協議会は、近隣県でも既に開催されています。先行しているのは栃木県であり、静岡県、山梨県、長野県などにも存在しています。群馬県の場合、5年程前から具体的な検討に入っていましたが、コロナ禍等もあり、ようやく本年設立することができた次第です。近県の視察などを数年前から何回か実施しています。また、本年夏頃から、

特別講演の様子

本会役員及び準備委員会の委員が手分けをして関係団体や県内市町村に直接出向き内容を説明しています。部門の長向けには設立趣意書を持参しましたが、ご担当向けにはチラシを作成し、配布しました。

土地境界の取扱いは、権利意識の高まりや人口減少時代の到来など時代の変化とともに難しくなってきています。ところが、道路・水路・河川など公共物を扱う部門同士の横の連絡はあまりなされていないのが現状です。用地部門は用地対策連絡協議会などが組織されていますが、管理部門についてはそのような協議会の存在は無いようです。

平成17年に法定外公共物の譲与がなされていますが、それ以前は県が国有財産部局長として道路や水路の境界立会のやり方等のモデルを市町村に示していました。しかし、現在は各市町村で取扱いが異なってきています。また、同じく平成17年には新不動産登記法が施行となり、分筆登記の前提となる境界立会にも影響が及んでいます。

近年では民法や不動産登記法の改正が続いています。境界立会の第一線で対応している官公署の職員は、常に悩みを抱えながら日常業務を処理していると思われます。

群馬土地家屋調査士会では、筆界の専門家であり広く境界を扱っている土地家屋調査士がその横の連絡組織を設けるべきだとの考えから、境界実務連絡協議会を立ち上げることとしました。

地元上毛新聞社からも取材を受けました。記者の方は、所有者不明土地解決の力になると理解されたらしく、令和5年10月19日の一面トップに取り上げて下さいました。

まだ始まったばかりの協議会です。参加して良かったと言って頂けるよう育てていきたいと思います。

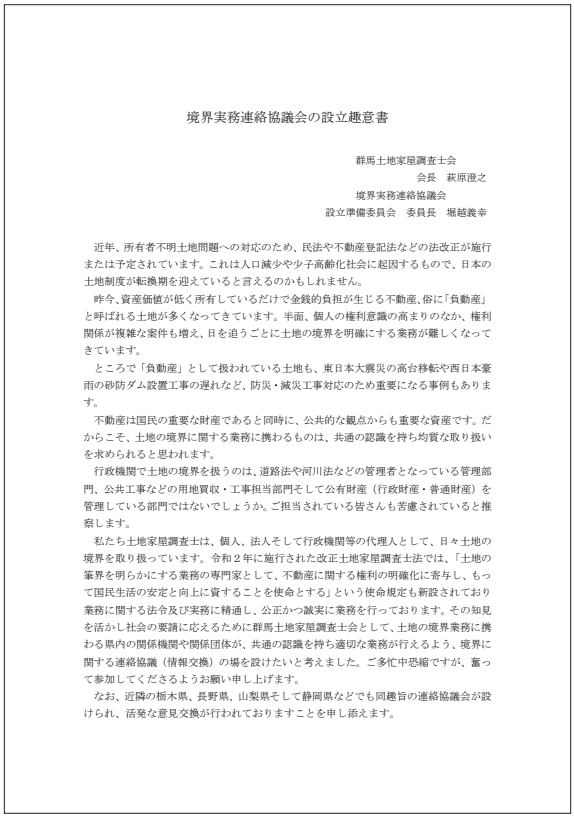

境界実務連絡協議会の設立趣意書

群馬土地家屋調査士会
会長　萩原澄之
境界実務連絡協議会
設立準備委員会　委員長　堀越義幸

近年、所有者不明土地問題への対応のため、民法や不動産登記法などの法改正が施行または予定されています。これは人口減少や少子高齢化社会に起因するもので、日本の土地制度が転換期を迎えていると言えるのかもしれません。

昨今、資産価値が低く所有しているだけで金銭的負担が生じる不動産、俗に「負動産」と呼ばれる土地が多くなってきています。半面、個人の権利意識の高まりのなか、権利関係が複雑な案件も増え、日を追うごとに土地の境界を明確にする業務が難しくなってきています。

ところで「負動産」として扱われている土地も、東日本大震災の高台移転や西日本豪雨の砂防ダム設置工事の遅れなど、防災・減災工事対応のため重要になる事例もあります。

不動産は国民の重要な財産であると同時に、公共的な観点からも重要な資産です。だからこそ、土地の境界に関する業務に携わるものは、共通の認識を持ち均質な取り扱いを求められると思われます。

行政機関で土地の境界を扱うのは、道路法や河川法などの管理者となっている管理部門、公共工事などの用地買収・工事担当部門そして公有財産（行政財産・普通財産）を管理している部門ではないでしょうか。ご担当されている皆さんも苦慮されていると推察します。

私たち土地家屋調査士は、個人、法人そして行政機関等の代理人として、日々土地の境界を取り扱っています。令和２年に施行された改正土地家屋調査士法では、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする」という使命規定も新設されており業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務を行っております。その知見を活かし社会の要請に応えるために群馬土地家屋調査士会として、土地の境界業務に携わる県内の関係機関や関係団体が、共通の認識を持ち適切な業務が行えるよう、境界に関する連絡協議（情報交換）の場を設けたいと考えました。ご多忙中恐縮ですが、奮って参加してくださるようお願い申し上げます。

なお、近隣の栃木県、長野県、山梨県そして静岡県などでも同趣旨の連絡協議会が設けられ、活発な意見交換が行われておりますことを申し添えます。

境界実務連絡協議会の設立にあたって

広報キャラクター「地図くん」

令和5年 10 月16日（月） Ｇメッセ群馬にて13:00より
特別講演（講師：實金敏明先生）後に設立総会を開催します。

「境界」といっても土地に対しどう向き合うかで、取り扱いが異なります

筆界、所有権界、占有界、地上権界・借地権界、
公物管理界（道路管理区域線など）、行政界（市町村境など）他

境界の基本となるのは筆界です。先ずは筆界についての認識の一致を探り、その一致した所が所有権界でもあるとの合意をするのが正しい取り扱いです。

筆界と所有権界が異なる場合に、これを是正するためには、当該部分を分筆して所有権移転登記をする必要があります。これを怠ると管理責任を問われることがあります。

具体的にはどのような取り扱いをすれば最良なのか、土地家屋調査士とともに考えましょう。

（土地家屋調査士の使命） ※令和２年に目的規定から使命規定へ改正

第一条　土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の境界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

人口減少時代・所有者不明土地問題への対応のため、法改正が続いています。

○ 土地基本法の改正（令和2年）

第6条（土地所有者等の責務）
土地の所有者は、（中略）その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。
第13条（適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置）
国及び地方公共団体は、（中略）土地の境界の明確化その他必要な措置を講ずるものとする。

○民法の改正（令和3年）

❶相隣関係　❷共有制度　❸土地・建物管理制度の創設　❹既存の財産管理制度の改正
❺相続登記の申請義務化　❻住所等の変更登記の申請義務化　❼相続土地国庫帰属制度の創設

實金敏明先生は、去る令和６年１月15日にご逝去されました。ご生前に賜りました数々のご助言、ご指導に深く感謝の意を捧げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

日本土地家屋調査士会連合会連合会

会員数に応じた事業助成の対象となっている釧路土地家屋調査士会の野外広報活動（地域貢献活動）

釧路土地家屋調査士会　広報部長　　佐渡　真弓

日　時　　令和5年10月28日（土）
場　所　　釧路北大通・末広町（市内中心部）
参加者　　釧路土地家屋調査士会、公益社団法人釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び両会事務局員
合計14名
主　催　　霧・ワイルドフラワークラブ　　代表：佐渡真弓（筆者・釧路会常任理事）
世話役：正垣喜美子（釧路会元会員）

釧路土地家屋調査士会は釧路支部（21名）・十勝支部（37名）・オホーツク支部（17名）の3支部で構成されており、北海道の道東地区を75名の会員でカバーしています。普段は支部毎に広報活動を行っているのですが、今回の企画は令和5年3月まで釧路支部の会員であった正垣喜美子さんと現在釧路会の広報部長である私が立ち上げた市民団体『霧・ワイルドフラワークラブ』の地域貢献活動と、連合会の事業助成を利用した釧路会の広報活動が連動できないかと考え、実現したものです。

釧路市の中心部は駅前通りと国道が交わっており、近くには繁華街があり、かつては非常に賑わいがある場所でした。しかし、近年は郊外に大型ショッピングセンターが建ち、シャッター街となり寂しくなっています。それを象徴するかのように、植樹帯には雑草が生い茂り、街の荒廃を象徴するかにも見え、市民の中にも気になっているが、どうしたらよいか分からずにいたという方が多数いました。

私が主催する市民団体は『国道をガーデンストリート』にすることを趣旨として、地域の特長ある花を育て、眺め、飾る事を通じ、居住環境に対する愛着心や助け合いの精神が醸成され街づくりや地球環境への関心を高め、ひいてはこの地域の観光産業に寄与する事を目的としています。

また、釧路市役所・釧路開発建設部等の官公部署と『霧・ワイルドフラワークラブ』は環境整備に関する協定を結んでおり、公務員の皆様にも積極的に参加していただいています。

企画した当日は、天候も心配された中、雨があがり、暑すぎず、寒すぎず、野外広報活動日和でした。

市街の清掃作業、花壇整備の作業前に参加の皆様にお時間をいただき、土地家屋調査士のPRと園芸作業道具の贈呈式を行いました。

土地家屋調査士ジャンバー着用の松田整会長からの挨拶では、「釧路土地家屋調査士会は釧路地方法務局が管轄する十勝、釧路、オホーツクの土地家屋

寄贈品

松田会長から正垣世話役へ目録贈呈

調査士で構成されている組織です。私は十勝支部の所属ですが、釧路の名を冠して活動する団体として、釧路市で広報活動を行うことが出来るいい機会だと思います。十勝支部、オホーツク支部からも本日参加してくれる会員が集まりました。」と話がされました。

正垣世話役は、「土地家屋調査士は、市民の財産と権利を守る重要な仕事を行っている。来年4月から始まる『相続登記義務化』においても、建物の増築、滅失、未登記建物の表題登記等、市民の皆様と関わる事がこれからも出てくると思うので、是非土地家屋調査士に相談してほしい。」と挨拶があり、その後釧路公嘱協会と共同で来年度の苗購入代金10万円と、園芸作業道具を贈呈しました。

その後、当日参加した市民の方とともに総勢40名で550メートルにわたり雑草取り、ごみ拾いを2時間行いました。最終的に集めた量は、70リットルのゴミ袋が35袋もあり、そのゴミ袋の山をみて、皆で達成感を感じる事が出来ました。

最後に、参加した市民の皆様に土地家屋調査士のPR用ティッシュ（助成金で作成した広報グッズ）を配り、再度表示に関する登記等の相談事があれば、土地家屋調査士会へ連絡していただけるようにお願いし、解散しました。

また、この活動は地元新聞社である釧路新聞、北海道建設新聞から取材を受け、紙面に掲載されました。活動内容は、釧路土地家屋調査士会のホームページにアップしていますので、皆様ぜひご覧ください。

直接的には市民の方と話をしながら汗を流し、間接的には新聞掲載で「土地家屋調査士」の文字が多数並んだことで、とても有意義な野外広報活動となったのではないかと自負しております。

来年度へ向けては、寄贈いただいた活動費で植樹帯の一つを『土地家屋調査士ガーデン』として看板を設置し、持続可能な広報活動にしたいと思っています。

続きましては、私は釧路土地家屋調査士会会長の松田　整と申します。

今回の野外広報活動は、連合会の事業助成を利用し活動を行いました。平成26年度から始まった会員少数会への事業助成は、当初3年間の予定のところ、10年に渡り全国の皆様から多大なご支援をいただきました。この助成金を基に釧路会では様々な取り組みを行いました。

まずは助成初年度、各支部にノートパソコンと附

作業風景

属品を購入し、インターネット会議が出来るよう設備を整えました。これにより役員の移動の負担と交通費を圧縮することが出来ました。コロナ禍前の今ほどインターネット会議は普及してはいなかった時でしたので、当時としては非常に画期的なシステムを構築することが出来ました。

また、平成28年度から令和2年度には、会員数の増加と広報活動を考え、「受験ガイダンス」を開催しました。手探りで始めましたが、様々な方法で宣伝を行い、各会場ある程度の参加者があり、結果としてガイダンス参加者から数名が試験に合格し、釧路会の会員となり活躍しています。

ここ数年は、札幌会が作成したテレビCMのテロップを釧路会に変えたスポットCMを年10本ほど流すことが出来ました。CMが放送される期間は決まっているのですが、どの番組どの時間に放送されるか分からない、でも金額はその分安い。という条件のスポットCMのようです。

平成27年度から令和元年度に札幌市で開催された『ほっかいどう地図、境界シンポジウム』でも助成金を使わせていただきました。釧路会単独ではシンポジウムの開催は出来ないので、同じく事業助成をいただいている函館会、旭川会とも費用を出し合い札幌会を含めた4会で共催し、北海道ブロックのシンポジウムを開催しました。その他全てをご紹介することは出来ませんが、多くの事業を実行するために助成金を使用させていただきました。

最後になりますが、事業助成を計画し実行していただいた連合会の皆様、日調連定時総会で事業助成を承認してくれた全国の会長の皆様、そして全国の土地家屋調査士の皆様に感謝とお礼を申し上げご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

G空間EXPO 2023

地理空間情報科学で未来をつくる

日　　時：令和５年11月７日(火)・８日(水) 10：00～17：00
オンライン：令和５年11月１日(水) ～12月10日(日)
会　　場：東京都立産業貿易センター浜松町館　５階展示室及び４階会議室
主　　催：G空間EXPO運営協議会

G空間EXPOとは…「G空間(情報)」は、将来が期待される重要科学分野の一つである「地理空間情報技術(＝Geospatial Technology)の頭文字のGを用いた、「地理空間(情報)」の愛称です。G空間EXPOは、地理空間情報高度活用社会(G空間社会)の実現へ向けて、産学官が連携し、地理空間情報と衛星測位の利活用を推進する場として開催されるイベントです。

今回は、G空間EXPOの一つである「G空間情報センターシンポジウム」(主催：G空間情報センター／一般社団法人　社会基盤情報流通推進協議会)にフォーカスして配信のみの「講演シンポジウム」の中からご紹介いたします。

初めに一般社団法人　社会基盤情報流通推進協議会(AIGID)の関本義秀代表理事による「G空間情報センターの一年の歩み」の講演をご紹介します。

G空間情報センターは、2007年に地理空間情報活用推進基本計画が成立、2012年に第２期が閣議決定された後に2016年に民間・自治体のデータの流通及び公開のハブとして設立されました。その後、2017年に第３期、2022年に第４期と基本計画が閣議決定されています。G空間情報センターには、国であれば国土交通省都市局の3D都市モデル(Project PLATEAU)や国土交通省政策統括官の全国の人流オープンデータ、地方公共団体であれば熱海市周辺点群データや兵庫県の県全域DSMデータ、民間業者・AIGIDであれば断面交通量データや各種キャリア人流データ・通行実績・点群データなどが登録されています。サービスについては、リアルタイム災害情報・都市計画(My City Forecast)・インフラ管理(My City Report)・建設分野のオンライン電子納品(My City Construction)などがあるそうです。

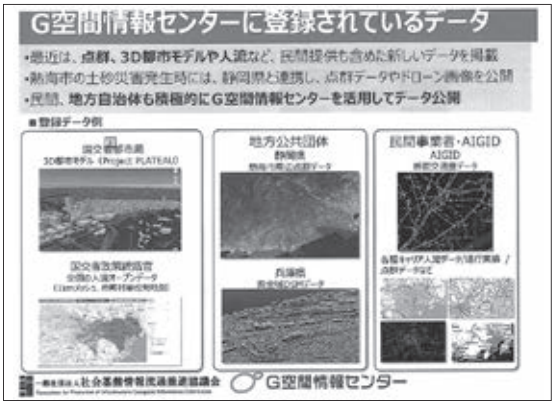

そして、2021年に第２期中期運営計画の概要が決まり、基本的な方針としては、「公共性のある産学官が連携した地理空間情報プラットフォームとしての継続的な運営」、「新規性のあるデータ、各種データの基盤となるベース・レジストリの提供の充実」、「データ保有者や他プラットフォームとの連携によるデジタルツインの実現支援」、また、基本方針に係るミッションとして「G空間情報の流通・活用の継続的支援」、「社会的な情報連携基盤として他分野プラットフォーム・データベースや組織との連携充実」、「G空間情報センターのリソースを活用した付加価値の創造」、「G空間情報の普及展開活用の支援」、「G空間情報の研究開発」の五つが挙げられていました。

色々な情報がデジタル化している昨今、一カ所で容易に可視化できることは円滑な情報取集であり、

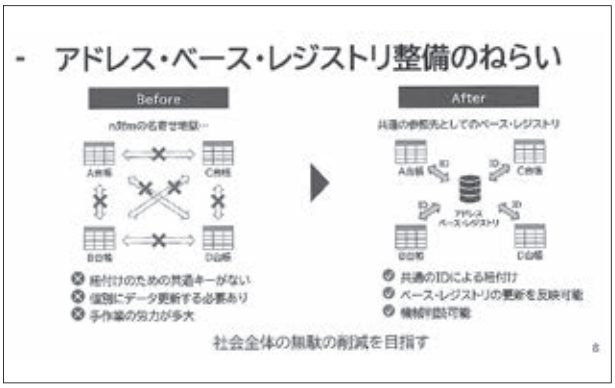

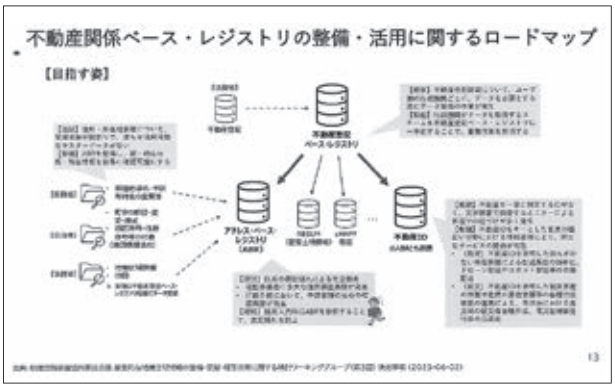

また貴重な事であると講演を聞き感じました。

次に、デジタル庁地理空間情報担当中村弘太郎氏による「ベース・レジストリの必要性～住所・所在地」の講演の一部をご紹介します。

現在、住所について様々な表現がされています(例　霞が関二丁目一番三号、霞ヶ関2丁目1－3、霞が関2－1－3)。例のような様々な表現(＝ゆらぎ)を許容していることによってコンピュータで処理しようとすると同じ住所であると判断するのが難しいとのことです。これを「住所・所在地のゆらぎ」と呼ぶそうです。この「ゆらぎ」のせいで2016年の熊本地震の際避難所・避難者情報を地図上に可視化するまで国・県・市のデータを手作業のデータ加工と目視確認で行ったため、5日～2週間を要したとのことです。また、農林水産省が農地関連台帳等を紐づける上で写真に写る情報以外の属性情報を紐づけることは困難な状態にあるとの事です。

各台帳を紐づけするための名寄せ作業に膨大な労力と時間を費やしてしまう現状変えるために、ベース・レジストリを整備することが必要不可欠だと講演されていました。整備することによりベース・レジストリを共通の参照先として利用すれば、紐づけも容易にでき、社会的基盤を支え、無駄を無くしていきたいとのことでした。2023年にデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定された中に「地理空間情報に関するベース・レジストリ」の一部として「土地系ベース・レジストリ」があり、これは不動産登記ベース・レジストリを整備し、他の情報又はアドレス・ベース・レジストリに連携させることにより重複作業が解消できるとのことでした。また、アドレス・ベース・レジストリを整備することで、2023年に無償公開された登記所備付地図の電子データをはじめ、様々な情報が利用規約に抵触しない限り、誰でも自由な利用が可能になることが紹介されました。

その他にもご紹介したい講演が多種多様にありましたが、誌面の都合上、全て書くことはできませんでした。ご興味の湧いた方は、G空間情報センターのYouTubeチャンネル(https://front.geospatial.jp/event/2023/10/3660/)で公開されているシンポジウムを是非ご覧になってみてください。なかなか興味深いお話が聞けます。

広報員　竹内　聖哲(広島会)

続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol. 120

兵庫会　『国宝姫路城見学ツアー』

兵庫県土地家屋調査士会　広報部理事　　難波　宏行

兵庫会では会員相互の親睦事業を、10支部持ち回りで毎年自由な企画で行うことにしておりますが、令和4年度は姫路支部が担当して「国宝姫路城見学ツアー」を、令和4年11月26日に晩秋の播州らしい日和のなか開催いたしました。

開催時は新型コロナウイルスの猛威に振り回されて早3年、開催も危ぶまれましたが、われわれ人類も負けてなるものかと行動制限のない社会を取り戻すべく、昨年に引き続き感染症予防対策を行った上で、参加者の皆様からの協力もあり、無事に親睦事業を開催できました。

最初に兵庫会の代表として三嶋会長から挨拶があり、次に担当支部である阪田支部長の挨拶と続き、姫路支部の顧問を務められる坂本姫路市議会議員のご挨拶を頂戴し、和やかなムードの中、見学ツアーはスタートしました。

まずは、壮麗な大天守をバックに180人もの参加者が一堂に会し、城史・土地家屋調査士会史に刻む1枚を撮影し、巳四つ時(午前10時半頃)、老若男女の混成部隊が14隊に分かれてそれぞれ隊長としてガイドさんがつき、その先導に従い、いざ出陣です。

国宝姫路城は、明治、昭和、平成と三度改修を受けています。平成の改修では、あまりの白さに白鷺城ではなく白すぎ城と言われていた姫路城ですが、

歴史上黒く覆われていた時があったそうです。藁で作った網をコールタールに付け黒くしたものを金具に付け、目立たなくすることで空襲の標的となることを避けたことにより、昭和20年6月、7月の空襲の際にも、奇跡的に落下した焼夷弾が不発であったこともあり、焼失を免れました。

次に石垣について語り始めました。野面積み(石を加工せず自然石のまま積む工法)が用いられ、石の形状から特徴を捉え、設計図もなしに余すことなく積んでいくと、程よい隙間が遊びとなり、地震に強く排水性も保たれた堅牢な石垣になるそうです。

それらを抜けて大天守には長壁神社がまつられており、窓からは姫路市街が一望できました。現在の町並みはビルや沿岸の工場に遮られていますが、建設当時は瀬戸内海を望み、西国に続く街道や城下町の風景が海まで続いていたことでしょう。

さて、このような国宝・世界文化遺産にふさわしい格を備えている姫路城ですが、未登記です。その理由としてあげられるものとして、国宝・世界文化遺産であるため取引性がないことや所有者の特定が不能であること(天守閣のみ文部科学省)などの複数の理由があるそうですが、そういったものを考慮せずに土地家屋調査士らしく建物表題部を作成するとしたら、

所在：姫路市本町68番地
種類：姫路城
構造：木造かわらぶき地下1階付き6階建
　　正平元年月日不詳新築(貞和2年月日不詳新築)

となるでしょうか。

これを主である建物として大小さまざまな附属建物があるので、区分建物でない建物としては建物表題部が長くなりそうです。

また、姫路城のある土地である兵庫県姫路市本町68番地は、単独の番地(街区)としては皇居に次ぐ日本で2番目に広い土地(約107ヘクタール)である

そうなので、建物図面を描くのも一苦労しそうです。

私は姫路城を望む姫路支部の所属であり、お城の近くを通ることも多く、何かしらのイベントで何度も登城しているのですが、土地家屋調査士の資格を得てからの登城は初めてであり、また、ガイドさんの築年や構造といった説明を受けたことで、このお城を登記するのならどうするだろうという目線で見て回ることができ、新たな発見がありました。周りの参加者の方も同じようで、自分ならどのように登記するか、所有権証明書の書き方が難しいな等の土地家屋調査士目線での雑談をしながら、和気あいあいとした見学を行うことができました。

日本各地には大小さまざまなお城や寺院などがあり、その成り立ちもさまざまです。近くにあるお城や寺院を土地家屋調査士としての視点で見てみることは、新しい発見や見識になると思います。これをご覧になられた方も一度試してみてはいかがでしょうか。

石川会　『霊峰白山の恵』

石川県土地家屋調査士会　広報副部長　　益村　史朗

北陸新幹線が2024年3月16日　石川県金沢駅から福井県敦賀駅まで延伸します。

石川県内では、金沢駅から小松駅、加賀温泉駅と停車、白山市、能美市、小松市、加賀市を走行します。

金沢駅を出発してJR西日本白山総合車両所を過ぎた辺りから注目いただきたいのは新幹線東側の車窓。霊峰白山の雄大な姿です。

霊峰白山

雪解け水が手取川などの急流となり扇状地を形成、肥沃な土地は米どころ加賀平野となりました。

水害に悩まされた時期もありましたが、昭和55年手取川ダムが建設された事により、治水の完備と共に豊富な電力量を確保し、猛暑でも枯れる事のない石川県民の貴重な水がめとなっています。

白山は日本三名山にも挙げられますが、その清涼な雪解け水が伏流水となり、古くから美味しい日本酒造りに使われていることでも有名です。

その白山の麓、鶴来町に　加賀菊酒本舗　菊姫合資会社があります。

菊姫本社

（石川県白山市鶴来新町タ8番地）

菊姫は、安土桃山時代天正年間（1573年～1592年）に小柳屋（おやなぎや）として現在の地に創業。以来四百年以上、古来より「加賀の菊酒」と呼ばれ賞賛されてきた技術を連綿と継承してきました。「太閤記」には、豊臣秀吉が醍醐の花見の際に、加賀の菊酒を取り寄せたことが記されています。

現在も酒造りには妥協せず、「原料米」は酒米の王ともいわれる“山田錦”を吟醸酒・純米酒の全てに使用、普通酒でも要となる麹や酒母に使っています。仕込水は、良質なミネラル分を含んだ白山の伏流水を井戸から汲み上げ使用しています。

“菊姫”の由来は、白山信仰の総本山である白山比咩(ひめ)神社の御祭神「菊理媛(くくりひめ)」からと伝えられ、蔵元を訪れたら趣のある木造社屋とともに酒造りの歴史を感じて頂けるとおもいます。

白山から続く扇状地の中ほどに株式会社宮本酒造店があります。

宮本酒造

(石川県能美市宮竹町イ74番地)

伝統の仕込み技をたった二人で駆使する小さな酒蔵です。

二人であるが故、一切の妥協をせず醸しだされた酒「夢醸」。

その「夢醸純米大吟醸」は、フランスの品評会Kura Master 2023 の純米大吟醸部門において金賞を受賞しました。

フォーマルなシーンにも凛とした輝きを放ち、寛いだ雰囲気にも心地よくなじむナチュラルな味わい。純米仕込みによる深く広がる辛口の旨味と洗練された甘くフルーティーな香りが織りなすシンフォニー、柔らかくキメ細かい味わいが楽しめます。

仕込み水は、白山水系伏流水の良質な井戸水。自然の恩恵に感謝し、最上級の酒質を引き出しています。

更にこの小さな酒蔵は、地元能美市特産の高級な山の芋“加賀丸いも”を原料に酒造の卓越した技を駆使し、本格加賀丸いも焼酎「のみよし」も造っています。

全国酒類コンクール本格焼酎・イモ焼酎部門で1位を受賞。石川県優良観光土産品コンクールで石川県観光連盟会長賞を受賞するなどお土産として最適のお酒です。

白山扇状地の西端加賀温泉郷の一角、加賀前田藩の名所旧跡や勧進帳の舞台「安宅の関」があり、「勧進帳の郷」として名をはせる城下町小松市に　醸造元　株式会社加越があります。(石川県小松市今江町9丁目605番地)

ここは白山山頂から数十キロ離れていますが、白山の伏流水が歳月をかけ美味しく磨かれ井戸水として湧き出る里として知られており、ノーベル賞を受賞した山中教授のノーベル賞晩餐会「ノーベルナイトキャップ」に饗された日本酒として一躍有名になった「加賀ノ月　満月」を造っている酒蔵です。

加賀ノ月　満月

翌年も採用されるほど好評だったこのお酒、石川県産五百万石を原料米とする純米吟醸。飾り気のない優しい香りとスーッと流れ込むキレの良い飲み口の辛口です。予約制で酒蔵見学を受け付けており、毎年3月頃“蔵まつり”を実施しており、新酒の販売やゲームなど子供から大人まで楽しんで頂いています。

近隣には、日本海の旬の魚介を楽しめる有名旅館や料亭が多数あり、美味しいお酒を楽しむには絶好の地です。是非お出かけください。

令和５年度・６年度

広報員紹介

広報キャラクター
「地識（ちしき）くん」

毎月お手元に届く会報『土地家屋調査士』は、会員の皆様に各種情報を伝達、周知を目的として、広報部事業の一つとして発行しております。ここに新たに就任された広報員８名を紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会　広報部

石瀬（いしせ）　正毅（まさき）（東京会）

この度、関東ブロック協議会から広報員として選任されました東京土地家屋調査士会の石瀬正毅と申します。今回で4期目となります。引き続き、有意義な情報提供に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

北條（ほうじょう）　誠治（せいじ）（長野会）

関東ブロック協議会から広報員として選任いただきました長野県土地家屋調査士会の北條誠治です。会報誌の取材、編集発行を通じて土地家屋調査士制度発展の一助となるよう務めてまいります。全国の会員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

玉置（たまき）　直矢（なおや）（大阪会）

この度、近畿ブロック協議会の広報員として選任いただきました大阪土地家屋調査士会の玉置直矢と申します。勉強させていただくことの方が多いかと思いますが、柔軟な考えで様々なことに挑戦し、土地家屋調査士の広報活動に貢献できるよう頑張ります。

中島（なかしま）　健太（けんた）（愛知会）

中部ブロック協議会の広報員として選任いただきました愛知県土地家屋調査士会の中島健太です。土地家屋調査士の認知度、知名度向上のために尽力させていただきます。微力ではありますが、精一杯頑張りますので、よろしくお願いします。

竹内（たけうち）　聖哲（まさのり）（広島会）

この度、中国ブロック協議会から選任いただきました広島県土地家屋調査士会の竹内聖哲と申します。会員の皆様が興味を持ってもらえるような、そして研鑽に役立ててもらえるような会報となるよう広報員として二年間頑張ってまいります。

福原（ふくはら）　義隆（よしたか）（沖縄会）

この度、九州ブロック協議会から広報員に選任いただきました、沖縄県土地家屋調査士会の福原義隆でございます。どうぞよろしくお願いいたします。より良い情報発信に努め、業界の発展と信頼性向上に貢献できるよう最善を尽くします。皆様のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

我妻（あがつま）　諭（さとし）（宮城会）

この度、東北ブロック協議会から連合会の広報員を担当させていただくことになりました我妻諭です。地域の魅力を自分自身再認識しながら、広く情報をお届けできるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

毛利（もうり）　潤也（じゅんや）（愛媛会）

四国ブロック協議会から広報員に選任されました愛媛県土地家屋調査士会の毛利潤也です。平成13年に登録をした際の新人研修には、当時役員であった岡田会長に引率していただきました。二年間よろしくお願いします。

境界紛争ゼロ宣言

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

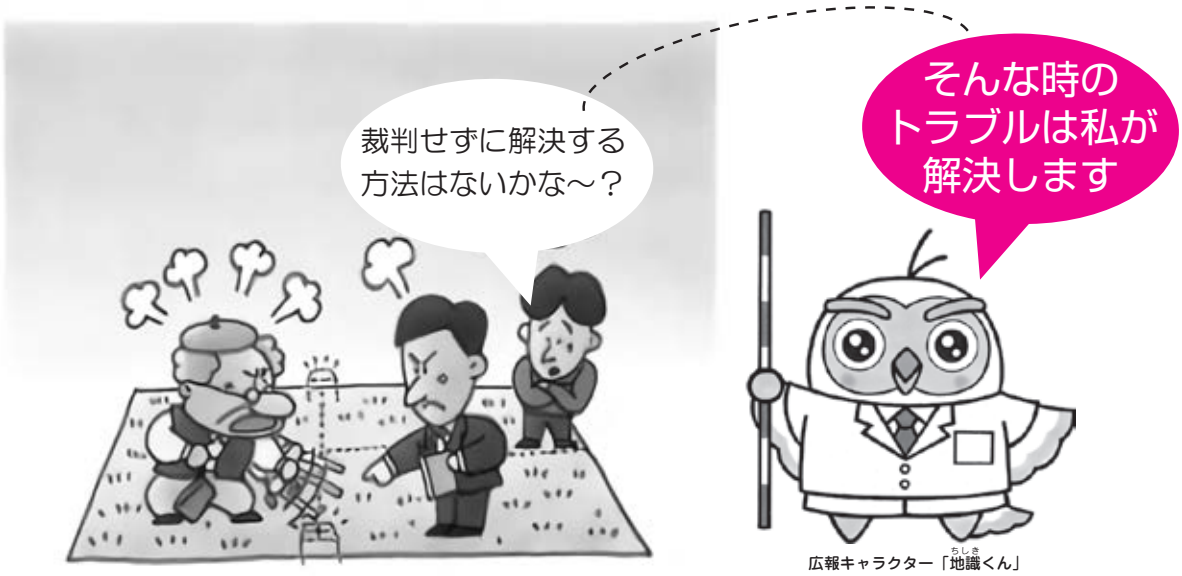

広報キャラクター「地識（ちしき）くん」

時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するＡＤＲ認定土地家屋調査士を目指そう！

研修 → **考査** → **認定**

45時間の集中研修で
ＡＤＲ代理人として
必要な知識を習得します。

研修で培った能力を
検定します。

基準を満たした場合
ＡＤＲ代理関係業務を
行うのに必要な能力を
有すると認定されます。

特別研修とは？

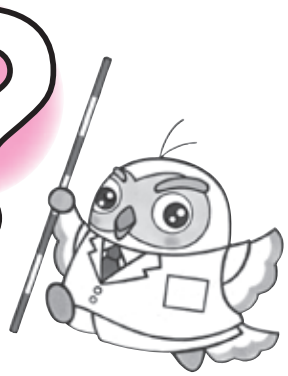

目　　的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第３条第２項第２号による法務大臣の認定を受けて、同条第１項第７号及び第８号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第４条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受　講　料

新規受講の受講料は、会員は８万円、有資格者は１０万円です。
※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（２～４万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第９条第１号から第３号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計４５時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

１　基礎研修（１７時間）：基礎的な視聴研修（ｅラーニング視聴）

第１９回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲　　法	（２時間）	ADR代理と専門家責任	（２時間）
民　　法	（３時間）	ＡＤＲの意義と機能	（４時間）
民事訴訟法	（４時間）	筆界確定訴訟の実務	（２時間）

２　グループ研修（１５時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成
３　集合研修（１０時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義
４　総合講義（　３時間）：弁護士による倫理を主体とした講義
５　考　　査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第１９回特別研修の日程

１　基礎研修：令和６年７月　１日(月)～１４日(日)
２　接続テスト：令和６年７月１８日(木)午前
３　ガイダンス：令和６年７月１８日(木)午後
４　グループ研修：令和６年７月１８日(木)～８月２２日(木)
５　集合研修：令和６年８月２３日(金)、２４日(土)
６　総合講義：令和６年８月２５日(日)
７　考　　査：令和６年９月　７日(土)

特別研修の受講体験者の声

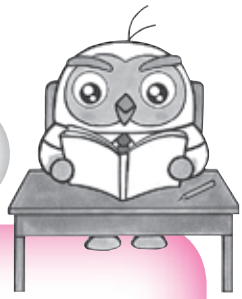

現役連合会副会長が挑戦してみた

青森会　三戸靖史会員（第１８回特別研修受講・令和５年度）

私、三戸靖史は、土地家屋調査士歴27年、青森会会長６年、東北ブロック協議会長４年、連合会副会長は就任したての１年生、ついでに言えば、司法制度改革が始まった時のロースクール１期生でもあります。ハードルがぐんぐん上がるのに反比例して、崖っぷちに立たされた気持ちで受講しました。「落ちたら恥」という気持ちが先行したからです。知識もこれ以上ないくらい薄くなっていました。

沈みがちな気持ちを救ってくれたのは、心躍る講師陣（基礎研修）のラインナップでした。学者オタクだった頃の気持ちが高揚しました。疑り深い私は、「いくら高名な学者でもさすがに土地家屋調査士のことは分かるまい」と高を括っていたところ、事前にレクチャーを受けたかそれとも元来我々のことを知り尽くしておられたのでしょうか、十分な知識量です。途中からは夢中になってスクリーンを見ていました。

次は集合研修です。合計20時間を６人グループで時間調整し、オンラインでこなしました。平日なら19時スタートです。特別研修の核心はこの集合研修です。事案を分析し、申立書・答弁書を各自起案し、さらには倫理につき活発な意見交換もしました。私のリーガルマインドが低空飛行から高高度飛行へとよみがえり、リード役として皆に話を振って検討していきました。合格最短ルートを意識してもらうために考査問題の「傾向と対策」も行いました。

そして総合講義です。弁護士の先生に驚きました。やはり土地家屋調査士のことをよく知っています。土地家屋調査士の思考の弱点をズバリ指摘してくれました。我々は裁判官のように証拠資料から事案を俯瞰して判断を下すことに日々慣れているせいか、弁護士のように一方当事者の主張に沿った思考方法は苦手です。攻撃防御を入れ替えて思考することの重要さを教えていただきました。

考査はおまけです。受からなくても受講後の土地家屋調査士人生にさほど影響はありません。

最後にひとつアドバイス。受講している時間内で疑問を全て片づける気持ちでフォーカス（集中）することです。

連合会長
岡田潤一郎の水道橋通信

12月16日
～1月15日

元日に発生しました令和6年能登半島地震により命を失われた方々に、お悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、支援に向かおうとされていた方々が航空機事故により亡くなられておりますことに対しましても、お悔やみを申し上げるしだいです。日本土地家屋調査士会連合会といたしましても、一日も早い復旧と復興を願いつつ、今までの活動状況にこだわることなく、私たちのできることを考え、地元会の声を聞きながら、資格者としての特殊性を活かした支援を実行したいと考えておりますので、御理解・御協力を賜りますよう、お願いいたします。

12月

20日　第2回組織改編検討PT会議

連合会における各部を横断する形態で組成した標記PT会議を開催。次年度の事業方針策定にも影響する内容であり、多角的な議論を行う。

1月

4、5、6日　会務における執務

元日に発生した令和6年能登半島地震の対応のため上京し、会長室にて情報収集に当たる。

5日　令和6年能登半島地震の対応に係る石川会・福井会・富山会との打合せ

今般の地震において大きな被害を受けた石川会・富山会・福井会の各会長及び石野常任理事(石川会所属)・高倉専務理事(富山会所属)とリモートにて対応協議を行う。特に石川県内の被災状況が甚大であり、その全容把握には時間がかかる模様。この日の夕刻、被災会の会員全員に人的被害は無かった旨の報告を受けた。

9日　日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会新年交流会

日弁連他3弁護士会主催の新年交流会に出席。冒頭、能登半島地震で犠牲になられた方々に黙祷を捧げる。

9日　公益社団法人　日本測量協会　令和6年新年交流会

三戸副会長と共に出席した日本測量協会の新年交流会にて黙祷を捧げ、乾杯を献杯に変更して開催。日頃から各種有識者会議等でお世話になっている皆様にご挨拶をさせていただいた。

10日　第13回正副会長会議

年明け最初の会議は、能登半島地震の状況把握と対応協議を中心に、年度末に向けての検討事項を整理、共有することに重点を置いて開催した。

10、11日　第7回常任理事会

石川会所属の石野常任理事にはリモートで参加してもらい、常任理事会を招集。能登半島地震の状況報告と対応協議に加えて、翌週に開催予定の全国会長会議の対応、次年度の事業計画、予算に関しても意見交換を実施した。

10日　一般社団法人　全国測量設計業協会連合会令和6年新春交流会

千代田区平河町の日本海運会館にて開催された一般社団法人　全国測量設計業協会連合会の新年会に出席。連合会を代表して、多くの皆様とご挨拶をさせていただいた。

会務日誌　12月16日～1月15日

12月

18、19日

○第5回研究所会議
＜協議事項＞
1　令和6年度の各研究テーマについて
2　日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正について
3　土地家屋調査士総合研究所（仮称）について

19日

○第2回土地家屋調査士試験制度PT会議
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士試験制度に関する見直し要望事項の整理について
2　役割分担、要望取りまとめ、今後の取組について
3　新規試験委員への引継ぎ研修会について

19、20日

○第1回日調連関係規則等整備PT会議
＜協議事項＞
1　会則モデル、綱紀委員会規則（モデル）及び注意勧告に関する規則（モデル）の一部改正（案）について
2　会則モデル逐条解説集の改訂について
3　会則施行規則附録第9号様式（領収書）について
4　ハラスメント防止に関する規則を制定することについて
5　土地家屋調査士会における支部の廃止について

○第4回社会事業部会
＜協議事項＞
1　所有者不明土地・建物管理人及び管理不全土地・建物管理人に関するアンケートについて
2　大規模災害復興支援対策本部の在り方について
3　不動産取引における図面の位置づけの明確化に関する検討に基づく土地家屋調査士の関与の啓発について
4　法務局地図作成事業に関する担当者会同の開催について
5　令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について

20日

○第4回会報「土地家屋調査士」編集会議（電子会議）
＜協議事項＞
1　「事務所運営に必要な知識」について
2　土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介について
3　1・2月号の編集状況について
4　3月号以降の掲載記事について

○第2回組織改編検討PT会議
＜協議事項＞
1　制度対策本部の在り方及び土地家屋調査士総合研究所（仮称）の設置について

○第6回広報部会（電子会議）
＜協議事項＞
1　動画制作について
2　SNSの運用について
3　ニュースリリース等の発信に係る内規について
4　法務省や日司連と連携した広報活動について
5　令和6年度に作成する広報ツールについて
6　土地家屋調査士白書の作成について
7　「連合会長とリアルで話そう企画」について
8　全国広報担当者向けセミナーについて
9　会報の編集及び発行について
10　令和6年度事業計画（案）及び予算（案）について

20、21日

○第5回財務部会
＜協議事項＞
1　予算執行の適正管理について
2　親睦事業の検討及び実施について
3　各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営について
4　令和6年度事業計画（案）について

21日

○第6回研修部会（電子会議）
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士専門職能継続学習認定基準表の見直しについて
2　研修コードの見直しについて
3　CPD履歴情報の公開方法について
4　令和5年度土地家屋調査士新人研修の運営等について
5　令和6年度土地家屋調査士新人研修の開催方法について
6　eラーニングコンテンツの制作について
7　令和6年度におけるウェブ研修会開催の要否について
8　「研修体系表」の作成について
9　第18回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施について

10 第19回土地家屋調査士特別研修基礎研修のeラーニング化について
11 令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について

25日
○第2回オンライン登記推進室会議
1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
2 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケートについて
3 登記情報提供サービスの改修について
4 オンライン登記申請に係るQ&Aの作成について
5 調査士報告方式における専用様式(モデル)の作成について

○第3回義務研修運営委員会(電子会議)
1 今後における土地家屋調査士新人研修の体系化について
2 年次研修について

1月
5日
○令和6年能登半島地震の対応に係る福井会・石川会・富山会との打合せ(電子会議)

10日
○第13回正副会長会議
＜協議事項＞
1 第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

10、11日
○第7回常任理事会
＜審議事項＞
1 顧問等の委嘱に関する(基準)内規の一部改正(案)について
＜協議事項＞
1 令和6年能登半島地震に係る対応について
2 土地家屋調査士法第49条第2項の意見照会に係る対応について
3 日本土地家屋調査士会連合会ハラスメント防止に関する指針(案)について
4 令和5年度の各種委員会委員等への報償費の支出方針について
5 令和6年度の事業方針大綱(案)、事業計画(案)及び予算(案)について
6 令和5年度第2回全国会長会議及び令和6年新年賀詞交歓会の運営等について
7 令和5年度第2回全国ブロック協議会長会同の運営等について
8 事務局職員(管理職を含む)からの待遇改善の要望について

11、12日
○第7回業務部会
＜協議事項＞
1 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項について
2 登記測量に関する事項について
3 筆界特定制度に関する事項について
4 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
5 調査士カルテMap及び不動産ID確認システムについて
6 登記基準点測量作業規程運用基準及び同基準別表の改正について
7 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
8 令和6年度予算(案)について

令和6年能登半島地震に係る義援金口座について(お知らせ)

石川県土地家屋調査士会においては、標記地震に係る義援金を受け付ける銀行口座を開設しております。

北國銀行　金沢西部支店　普通預金
口座番号　78291
口 座 名　石川県土地家屋調査士会　能登半島地震義援金
(いしかわけん とちかおくちょうさしかい　のとはんとうじしん ぎえんきん)

筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会
業務支援システム 調査士カルテMap

住宅地図・ブルーマップ 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき 地図印刷！

地図上で事件簿 管理ができます！

SIMA図示や 多彩な地図検索！

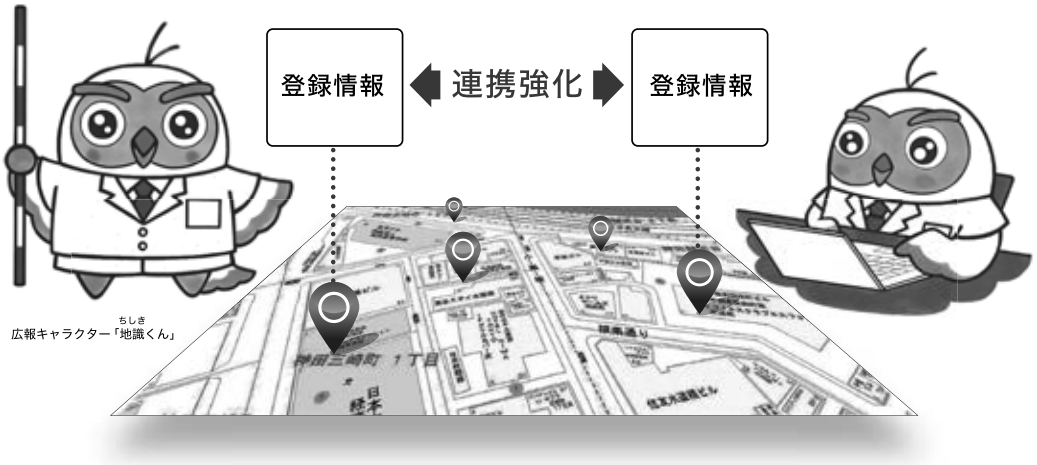

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。

業務に必要な地図がこれ一つで

住宅地図 ブルーマップ 用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、
資料集め・事前調査で活用できます。

地図上で事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、年計表作成にも役立ちます。

新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加！

全国閲覧可 月額3,960円（税込） お申し込み月の**月末まで無料期間**をご用意しております ＜ 無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会

◀ 連合会 HP 右下の こちらのボタンをクリック

【お問合せ】
日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和5年12月1日付

神奈川	3223	進藤	拓哉
大阪	3454	森本	正樹
福岡	2429	山田	浩嗣
熊本	1248	村上	哲一
宮崎	828	須﨑	優
徳島	529	川端	洋司

令和5年12月11日付

東京	8326	瀧口	周作
東京	8327	伊藤	隼汰
奈良	467	吉村	諭
愛知	3123	深谷	貴昭

令和5年12月20日付

東京	8328	松永	安弘
茨城	1512	山﨑	達夫
群馬	1102	新井	崇史
福岡	2430	鹿田	昇治
山形	1252	長谷部	剛
釧路	364	尾越	赴夫

登録取消し者

令和5年9月4日付

茨城	1332	古谷野	岑

令和5年11月1日付

静岡	1425	栗田	隆司
高知	542	結城	勇雄

令和5年12月1日付

愛知	1658	澤田	明光
愛知	3100	稲田	哲士
鹿児島	844	小原	成雄
沖縄	423	井上	勝仁
宮城	1022	高橋	秀明

令和5年12月11日付

埼玉	2474	中澤	勇七
静岡	1243	池田	淳一
大阪	1763	和田	直記
大阪	3177	神田	悠
奈良	389	中川	徹
奈良	429	脇田	実
富山	424	高田	裕功

令和5年12月20日付

東京	5465	井上	正善
神奈川	1905	岩橋	幸城
神奈川	3007	松山	丙虎
茨城	1134	矢口	力
山梨	249	眞田	徹
兵庫	555	池田	信男
宮城	594	山内	充一
福島	1182	山田	藤男
札幌	990	志水	功一

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和5年12月11日付

東京	8326	瀧口	周作

令和5年12月20日付

東京	8328	松永	安弘

国民年金基金

— 先輩からのメッセージ —

どうする土地家屋調査士　国民年金基金

愛知会　　清水　誠一

愛知会岡崎支部の清水誠一です。昭和20年生まれの78歳です。昭和52年に登録、開業して46年になります。昭和49年のオイルショックの直後でありましたから3年くらい業務は少なく心配しましたが、年ごとに業績も伸びて土地を買い、昭和58年に待望の事務所兼居宅が完成しました。その年に本会の理事を受けて、業務と会務を両立することになりました。その頃までは父親を補助者として使用していましたが、計算作図を任せるために若い人を補助者として雇用するようになりました。本会では広報、企画、経理、厚生といろいろと渡り歩き、いろいろな方々との出会いがありました。今思えばこの8年間は私の宝であります。

平成元年、厚生部長の時に『**土地家屋調査士国民年金基金**』を広めるために、連合会の指導で東京へ研修に行ってきました。愛知に戻り、機会あるごとに会員に対して加入のお願いをしました。お願いする立場が加入しないわけにはいきませんので、私は2口加入しました。その時は46歳でした。それから60歳まで掛金を払い続けました。

『**土地家屋調査士国民年金基金**』は4年ほど前に合併され、『**全国国民年金基金 土地家屋調査士支部**』となりました。合併後は、国民年金第1号被保険者の方であれば､どなたでも加入できるようになりました。是非お知り合いの方をご紹介ください。その前に土地家屋調査士の会員の皆様が考えてみてください。

人間誰しも年々歳を取っていきます。元気に土地家屋調査士業務ができる年齢には個人差がありますが、70歳代で退会される方が多いようであります。退会されてから残りの余生を過ごすにはお金が必要になってきます。

今の時代、金利はゼロに近い状態が長く続いています。定期預金で増やす時代は遠い昔の話であります。現実を思うと、自分自身の今後の生活設計を立てた時に65歳、70歳、80歳、90歳のそれぞれの節目にどの様な暮らしができるかを考えてください。健康で土地家屋調査士業務が長くできるのが一番であります。私

の場合は、幸いにも長男が平成23年に土地家屋調査士を登録して一緒に仕事をやっています。長男も国民年金基金に加入しています。国民年金基金の良い所がわかり途中で増口しています。私の妻も加入して現在給付を受けています。妻は年金で長男の家族に誕生日祝いでプレゼントしたり、誕生パーティーをしたりして楽しんでいます。このような我が家であります。

昨年の10月に岡崎支部のバス旅行がありました。その時に旅行参加者会員30名に国民年金基金の話をしまして簡単なアンケートを取りました。給付を受けている人は私を含めて3人、65歳前で給付を待っている人が1名いました。60歳未満で加入している人は5人くらいいるかと思いましたが1名でした。良いことが分かっても加入しないのはなぜか。連合会だけでなく土地家屋調査士会でもより一層のPRをしたほうがいいのか。

国民年金基金は終身年金です。健康で長生きをして長く給付を受けましょう。

税制上の優遇措置があります。掛金の全額が社会保険料控除の対象になっています。また、受け取る年金は公的年金等控除が適用されます。死亡の時は遺族一時金が支払われますが、全額非課税です。

昨年1年間は岡崎生まれの徳川家康の大河ドラマがヒットしました。**【どうする家康】**にちなんで

どうする土地家屋調査士　国民年金基金

みんなで考えましょう。

国民年金基金のご案内

―不確実な将来に、今、備える―

ダブル **Wの税制メリット** 今と老後にプラス

掛金は **全額社会保険料控除**の対象

給付は **公的年金等控除**が適用

国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の**「公的な年金制度」**です。

国民年金基金のおすすめポイント　～節税しながら老後に備える～

1 税制上の優遇措置

掛　金　掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
（掛金上限額（816,000円／年）まで控除対象）

年　金　受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。

遺族一時金　遺族一時金は全額が**非課税**となります。

キャンペーン実施中！
1～3月ご加入の方に
クオカード2,000円進呈！

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた**「終身年金」**が基本です。

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- ●20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- ●60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

※基金掛金は年金額が同じなら年齢が若いほど低く設定され、加入後も変わりませんので、
お早めのご加入がお得となります！

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 **土地家屋調査士支部**

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント　HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます！

ちょうさし俳壇

第465回

「雪解雫」　深谷　健吾

奥飛騨の雪解雫の家並かな
待針の色のとりどり針供養
行く先は犬にまかせて探梅行
餌ねだることは忘れずうかれ猫

当季雑詠　深谷　健吾　選

茨城　島田　操

冬日指す縁側老いの遊び場所
生き抜いてゆく気構へや冬木立
なつかしむ良き師良き友冬紅葉
来年の命を信じ日記買ふ

岐阜　堀越　貞有

ちよつかいはいつも弟春炬燵
いつまでも続く説教二月尽
返答は鸚鵡返しや春寒し
どか雪や客もまばらな朝の市

兵庫　小林　昌三

山茶花の咲き誇りたる比丘尼寺
夕時雨来てあちこちに傘の花

山口　久保真珠美

異国語の飛び交ふ茶屋や古都の秋
古民家に集ひて子らと紡ぐ綿

今月の作品から　深谷　健吾

島田　操

なつかしむ良き師良き友冬紅葉

「冬紅葉」は、冬の季語。冬になっても見られる紅葉。秋に野山を染めた紅葉も冬に入ると散るいっぽうである。ナナカマドなどは鮮やかな葉を残しているが、雨や霜で傷んだ姿は哀れを誘う。この句の眼目は中七の「良き師良き友」と季語である「冬紅葉」の取合せである。高齢になればなるほど、「師や句友」を懐かしむ心情は増す。季語の「冬紅葉」を用いて擬人化した見事な一句である。

堀越　貞有

ちよつかいはいつも弟春炬燵

「春炬燵」は、春の季語。春になってもまだ置かれている炬燵のこと。冷え込んだときに用いられるのだが、置き忘れられた感じやほのかな暖かさを感じさせる季語となっている。家族の集まる部屋などには、冬からの習慣のままいつまでも残っているのもある。提句は、「喧嘩するほど仲が良い」と言われている兄弟喧嘩の一幕か。「春炬燵」の季語が良く効いた俳諧味のある一家団欒風景を活写した佳句である。

小林　昌三

山茶花の咲き誇りたる比丘尼寺

「山茶花」は、冬の季語。ツバキ科の常緑小高木である山茶花の花。十月から十二月、枝先に五弁の濃い紅色、桃色、白色の花が咲く。椿のように花が落ちるのではなく、花弁が散る。「比丘尼寺」とは、尼が住職をする寺。即ち尼寺のこと。提句の眼目は、「山茶花」と「比丘尼寺」との明暗の対照が妙。濃い紅色の山茶花が鮮やかに咲く尼寺の光景を詠み込んだ佳句である。

久保真珠美

異国語の飛び交ふ茶屋や古都の秋

季語の「秋」は、立秋から立冬の前日までをいう。新暦では、ほぼ八、九、十月にあたるが、旧暦では、七、八、九月。三秋は初秋・仲秋・晩秋のこと。外国の人に人気のある観光地はやはり秋の京都か。提句は京の茶屋街にある祇園の老舗の甘味処での一句か。茶屋は日本情緒の象徴の一つであり、ノスタルジーの対象でもある。「異国語」と「京都茶屋」との取合せが妙の佳句である。

【ご投句方法】

◆◆所属の土地家屋調査士会名
◆◆俳号
◆俳句（一口3～5句程度）
以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便：〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号
日本土地家屋調査士会連合会広報部係
FAX：03-3292-0059
電子メール：rengokai@chosashi.or.jp

投句期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。

投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、**会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしましたので**、皆様でお誘い合わせの上、投稿していただけると幸いです。これからも引き続きご投稿いただけますようお願いいたします。

各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

12月16日～1月15日

発信文書の詳細につきましては、直接所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標　　題
12月18日	狭あい道路解消シンポジウムのDVDの送付について(連絡)
12月19日	登記基準点測量作業規程運用基準別表の一部改正について(通知)
12月21日	日本土地家屋調査士会連合会ウェブサイト「会員の広場」におけるID及びパスワードの管理について(注意喚起)
12月22日	第19回土地家屋調査士特別研修の受講者募集及び貴会会員への周知について(お願い)
12月22日	令和5年度登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケート調査結果報告書の送付について(参考)
12月25日	会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会のYouTube動画の公開及びCPDポイントについて(連絡)
12月25日	土地家屋調査士特別研修受講促進チラシ(電子データ版)の送付について
12月25日	「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」(令和5年11月2日閣議決定)の周知について(依頼)
12月26日	令和5年度第2回全国会長会議の議題について(通知)
12月27日	令和6年度予算政府案における地図整備関係予算について(お知らせ)
12月27日	外国に住所を有する外国人又は法人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合の住所証明情報の取扱いについて(参考送付)
12月27日	マイナポータル連携等を活用した確定申告・年末調整の推進について(依頼)
12月27日	感染対策インフォメーションに関するウェブサイトのリニューアルについて(参考送付)
1月4日	登記情報提供サービスのシステムメンテナンスについて(お知らせ)
1月5日	令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へのお見舞いに関する会長声明について(お知らせ)
1月5日	令和6年能登半島地震の影響による金沢地方法務局輪島支局における業務について(お知らせ)
1月5日	国土地理院ウェブサイトにおける令和6年能登半島地震に関する情報について(お知らせ)
1月5日	令和6年能登半島地震の被災に係る対策について
1月5日	令和6年能登半島地震に伴う当面の登記事務の取扱いについて(お知らせ)
1月5日	不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について(依頼)
1月9日	令和6年能登半島地震に係る義援金口座について
1月9日	令和6年能登半島地震により土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失した場合について(お知らせ)
1月11日	公益通報者保護制度の広報資料について(依頼)
1月11日	令和6年能登半島地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について(通知)
1月11日	日本土地家屋調査士会連合会令和5年度第6回理事会議事録
1月12日	土地家屋調査士特別研修受講促進チラシ(印刷版)の送付について
1月15日	令和5年度第1回全国会長会議会議録の送付について

編 集 後 記

本年1月1日に発生しました能登半島地震により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。連合会としましては地震発生直後よりメディアを中心とする情報収集に加え、被災地域にお住まいと思われる会員の安否確認を取りまとめるなど、連合会公式SNS、ウェブサイト通じて情報発信させていただきました。日に日に被害の拡大が報じられる中、幸いにして会員全員の無事を確認できたことに胸を撫で下ろしました。今後は被災地の状況把握、相談支援、復興支援と様々な活動の必要性が予測されますが、滞りなく対応できるように地元土地家屋調査士会と共に準備を進めてまいります。広報部としても先日の編集会議において、過去の災害対応記事やこれまでに土地家屋調査士会が取りまとめられてきた防災・減災に関する情報を会報誌に掲載していくこととしました。

さて、今月号の目玉は、先月号から掲載月を変更した連合会、全調政連、全公連のトップによる「新春鼎談」となります。前にもお伝えしたように、オフレコギリギリの内容や口語体によるざっくばらんな会話録をほぼ脚色なしで掲載しました。3名の関係性が文面から滲み出るのをお感じいただけると思います。

群馬境界実務連絡協議会の設立レポートも寄せられました。土地家屋調査士会や会員個人個人が筆界の専門家として、社会に対し提言や協議役として活躍できる場が増えていくことを願うとともに、広報としての役割も考えねばなりません。

最後になりましたが、多くの土地家屋調査士に厳しくも愛のあるお言葉で文字どおり叱咤激励をいただいた寳金敏明先生の御冥福をお祈りし、今号の編集後記を締めたいと思います。寳金先生どうもありがとうございました。

広報部次長　中山　敬一（兵庫会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行
定価　1部　100円
1年分　1,200円
（送料別）
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　岡田　潤一郎
発行所　日本土地家屋調査士会連合会©
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所　十一房印刷工業株式会社